

第 135 回 市町村職員を対象とするセミナー

地域における

成年後見制度利用促進に向けた
体制整備について

平成 30 年 6 月 19 日



厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

地域福祉行政の視点からみた 成年後見制度利用促進基本計画



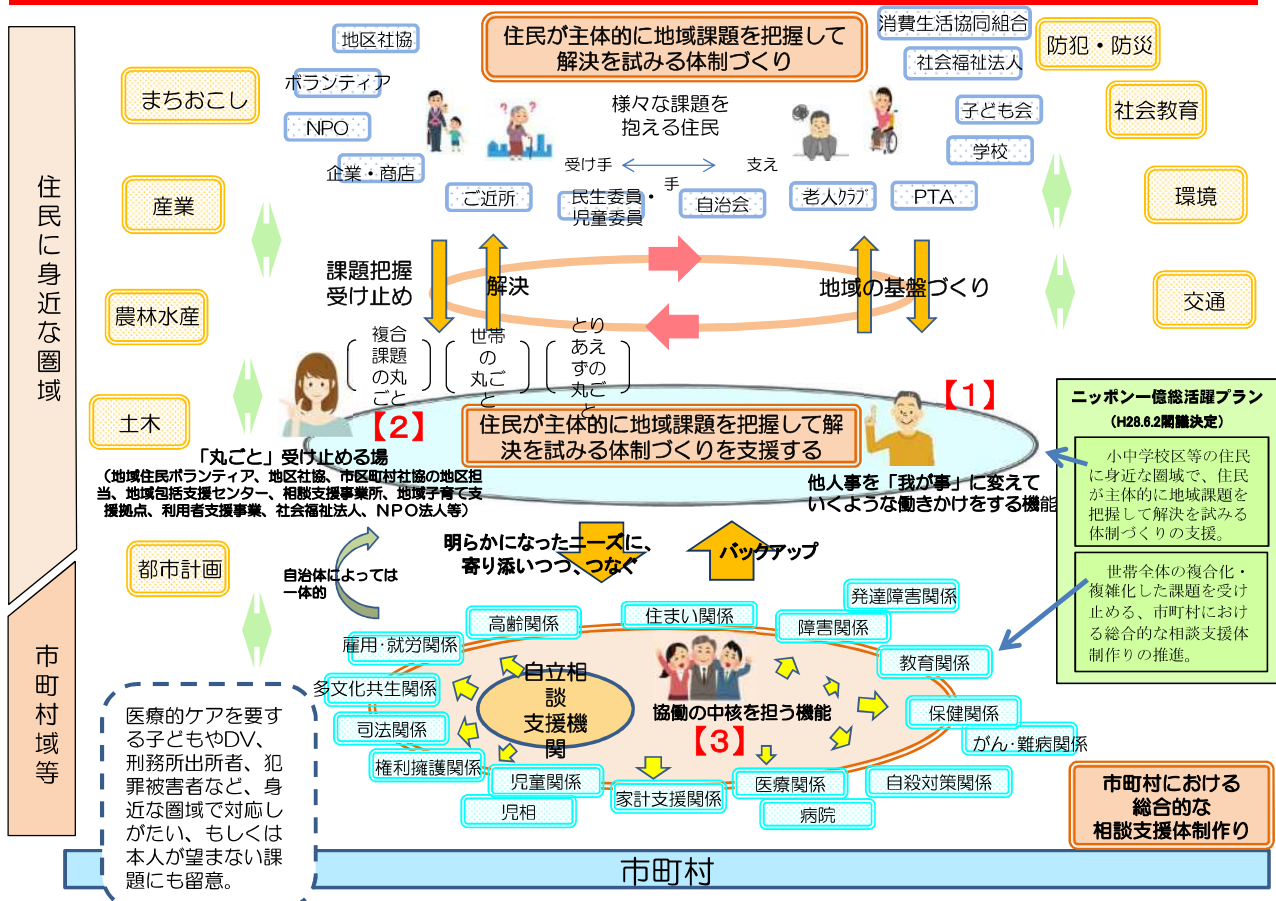
厚生労働省

大臣官房参事官

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長

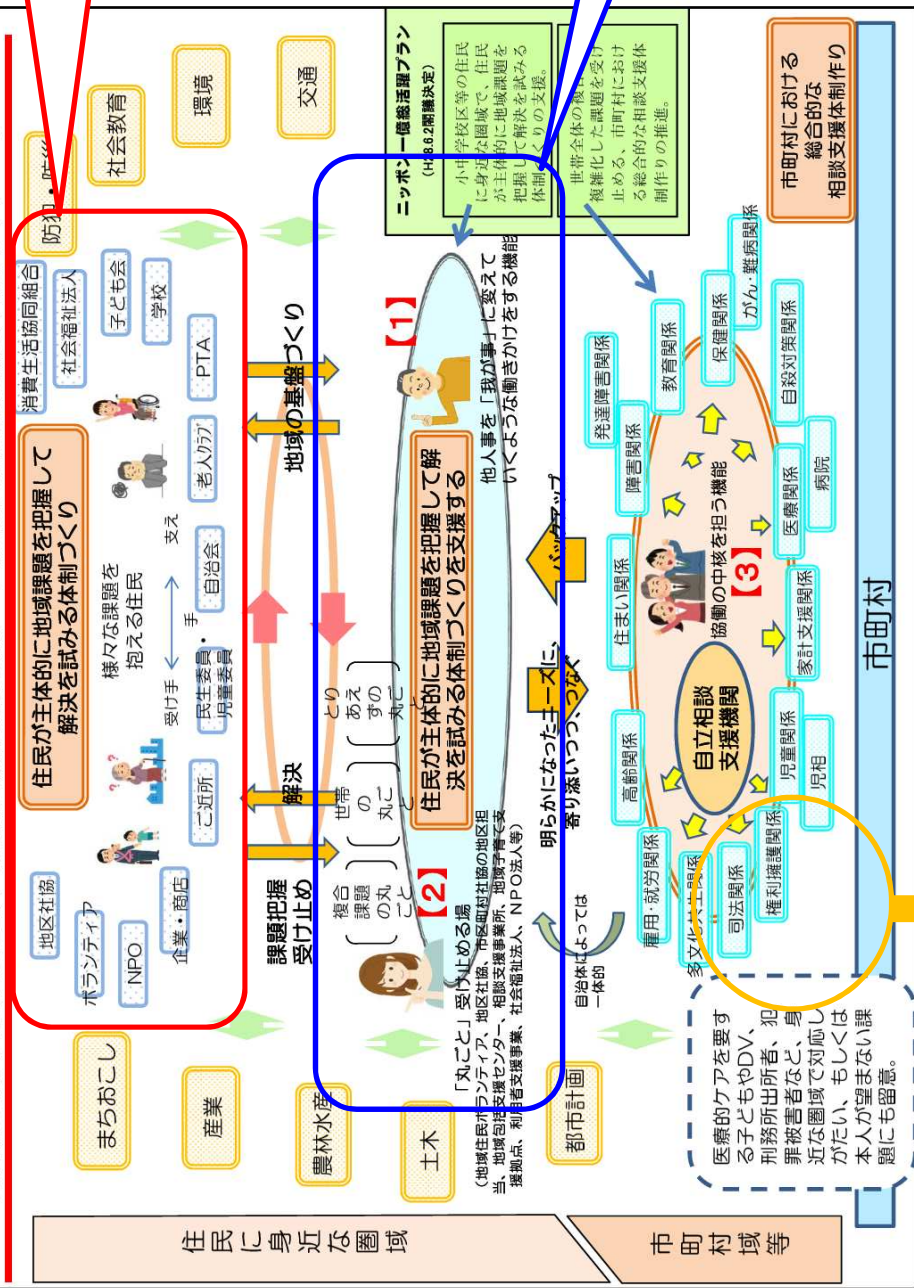
須田 俊孝

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



支え合いだけでは解決しにくい権利擁護支援の課題が地域には潜んでいる
(※法的課題整理、権利救済や権利行使の支援、意思決定の支援が必要なケースなど)

◎当事者主体の早期対応をしていくことで、本人の財産を活用しつつ、その人らしい生活の継続、地域生活の継続が可能に。
◎支え合う住民も、安心して生活することができる

早期に「権利擁護支援」の必要性(法的課題の整理の必要性等)に気づける地域・場づくり

◎地域や住民の権利擁護支援の意識の醸成等(我が事として意識)
◎「丸ごと」受け止める場で明らかにあった権利擁護支援のニーズに寄り添いつつ、中核機関へつなぐ

地域で本人と後見人等を支えていくことで、成年後見制度の適切な活用、運用を支援

市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1 市町村地域福祉計画	2 都道府県地域福祉支援計画
(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項 イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方 エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合) ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項 (2)計画策定の体制と過程(主な項目) ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など <計画策定の体制と過程に関する追加内容等> ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)	(1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項 ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 タ 全庁的な体制整備 ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項 ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項 (2)支援計画の基本姿勢 (3)支援計画策定の体制と過程 ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用 ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置)

高齢化の進展と「権利擁護支援」(アドボカシー)

◎ 急速に進む高齢化の中で、次のようなケースが増加・深刻化

⇒ 地域としての対応が求められている。

○ 「見守り」対応の必要なケース

- ・ 認知症高齢者、知的障害者(行方不明・いわゆる徘徊など)
- ・ 虚弱高齢者、情報弱者 など

○ 積極的な介入・支援が必要なケース (→社会との接点の回復)

- ・ 虐待 地域において潜在化
経済的虐待や放棄・放任(当事者にその認識がないケースも)
- ・ 消費者被害や詐欺のターゲットとなる高齢者・障害者
- ・ セルフ・ネグレクト(自己放任)

住宅・医療・福祉・金融等の生活関連サービスを適切に利用できない
極端に不衛生な生活環境の状態(いわゆるゴミ屋敷状態) など

◎ お金・財産の管理、生活関連サービスの適切な利用(契約)は、生活の基本

◎ 「権利擁護支援」のニーズは、みえにくい(本人は声をあげられない)

◎ 病院・施設・公営住宅等の支払いや、契約をスムーズに

(本人のため → 医療福祉等関係者、市町村の歳入にとってもメリットあり)

◎ その対応には、継続的な見守りと意思決定支援、専門職(法律・福祉)の解決力が重要

「成年後見制度利用促進基本計画」の守備範囲

◎成年後見制度

○法定後見制度

※裁判所が「後見人」「保佐人」「補助人」を選任

●後見

●保佐

●補助

○任意後見制度

※裁判所が「任意後見監督人」を選任

(誰を「任意後見人」にするかは「本人」(被後見人)が決定)

◎後見的支援、権利擁護支援活動

(様々な生活支援活動、見守りなど)

6

【H28.11.21 成年後見制度利用促進委員会中間報告より】

成年後見制度(補助・保佐・後見、任意後見)利用促進策の強化が必要な場面

- 【上流】
アセスメント
↓
- 場面1: 利用者・関係者への制度紹介・情報提供
⇒ 「まず、知っていただくことが重要」
- 場面2: 早期の段階からの権利擁護支援の検討開始
⇒ 「権利擁護支援」の必要な人の発見
- 場面3: 成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め
(利用者の意思決定支援と、成年後見等実施機関による検討)
⇒ 多機関参加によるニーズの精査と支援の方向性の検討
- 【中流】
マッチング
↓
- 場面4: 本人・親族申立の支援及び市区町村長申立を適切に行える体制の整備
⇒ 顕在化させたニーズに対応できる体制整備を
- 場面5: 後見等開始に向けた本格調整及び申立ての実施
⇒ 確実な後見等の開始
- 【下流】
モニタリング
- 場面6: 後見等開始後の継続的な支援
⇒ 後見開始後の適切なケア(特に、本人・親族・市民後見人)
- 場面7: 後見等の不正防止
⇒ 各機関が参加しての早期発見・対応

※「成年後見制度利用促進基本計画」p.3

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、**地域における課題を整理**して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

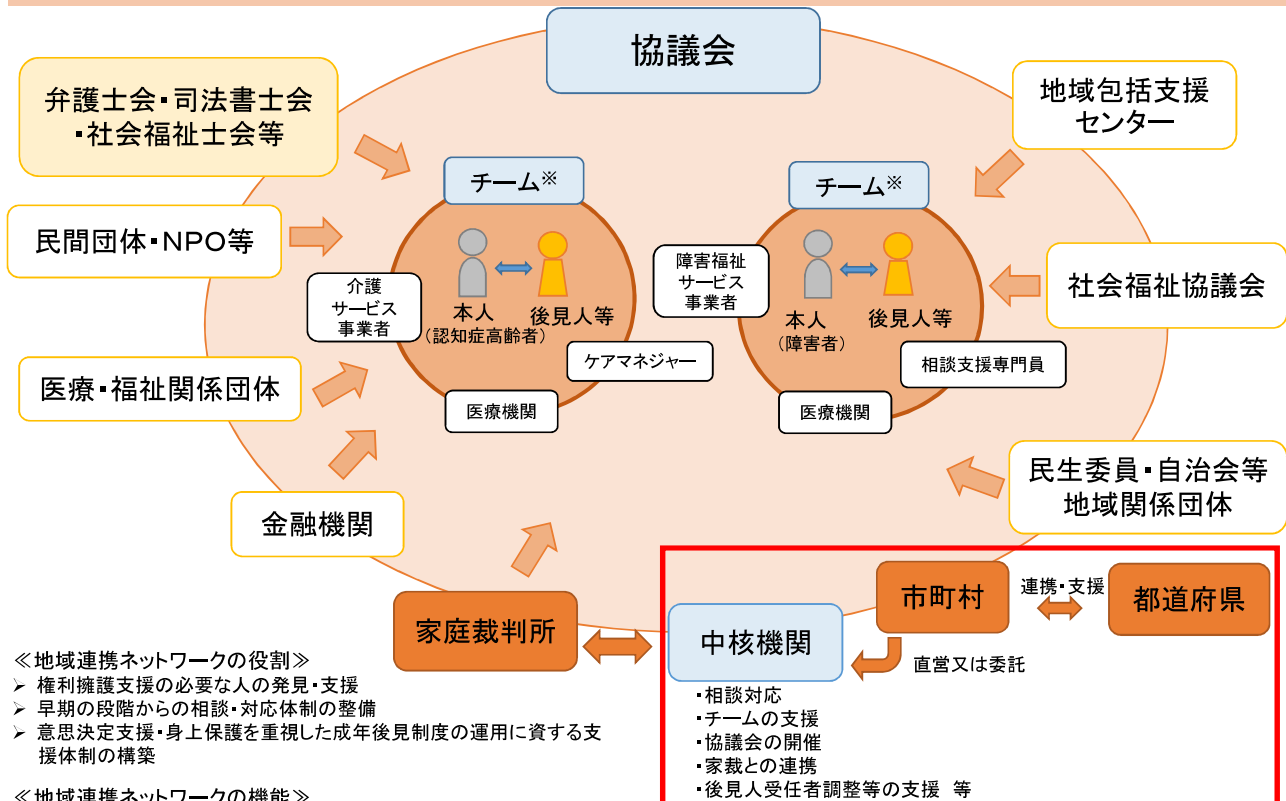
成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進			新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ	
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)			相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築	
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進			取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

地域連携ネットワークのイメージ



※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

地域連携ネットワークの基本的仕組み
「チーム」「協議会」「中核機関」

① 本人を後見人とともに支える「**チーム**」による対応

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」としてかかわる体制づくり

⇒支援の必要な人を見逃さない。本人と社会との関係性を修復・回復。

本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。

② 地域における「**協議会**」等の体制づくり

法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援

⇒個別の協力活動（専門相談への対応等）

ケース会議の開催

多職種間での更なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決
家庭裁判所との情報交換・調整等

③ 地域連携ネットワークの中核となる機関（「**中核機関**」）の設置

権利擁護支援の中核機関を設置

⇒様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、

地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。

【協議会の事務局など、地域の連携の要。家庭裁判所との窓口役】

⇒市町村の責任で設置（直営又は委託）

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能
（基本計画p.11～p.15）

① 広報機能

② 相談機能

③ 成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整（マッチング）等の支援

(b)担い手の育成・活動の促進

（市民後見人や法人後見の担い手などの
育成・支援）

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からの
スムーズな移行

④ 後見人支援機能

⑤ 不正防止効果

「優先して整備すべき機能等」（基本計画p.18）

○ まずは、①広報機能や②相談機能の充実を。

➡ 成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で**発見**し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先。

➡ 保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において相談ができるよう、特に②相談機能の整備の優先を。

○ ③成年後見制度利用促進機能と④後見人支援機能：

➡ まずは、各種専門職の参加を得るために必要な**協議会**等を早期に設置。

➡ 各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備を。

○ 各地域における地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会、地域福祉計画に基づく各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用。

○ 成年後見制度を利用している、支援の必要な高齢者・障害者・後見人の相談対応等も重要。

福祉各法における成年後見制度利用促進

老人福祉法（抜粋） ※成年後見（市民後見）関係の条文

（審判の請求）

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

※平成12年4月1日施行
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行
（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

※ 知的障害者福祉法（第28条・第28条の2）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第51条の11の2・第51条の11の3）においてもほぼ同様の規定あり。

また、発達障害者支援法第12条（権利利益の擁護）、障害者基本法第23条（相談等）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第28条（成年後見制度の利用促進）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第44条（成年後見制度の利用促進）にも成年後見制度利用促進に係る規定あり。

国の基本計画で想定している「後見人支援機能」(基本計画p.14～p.15より)

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じる。
 - 必要なケースについて意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援(以下例示)
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチーム※となって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作る。
 - ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作る。
- ※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。
- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

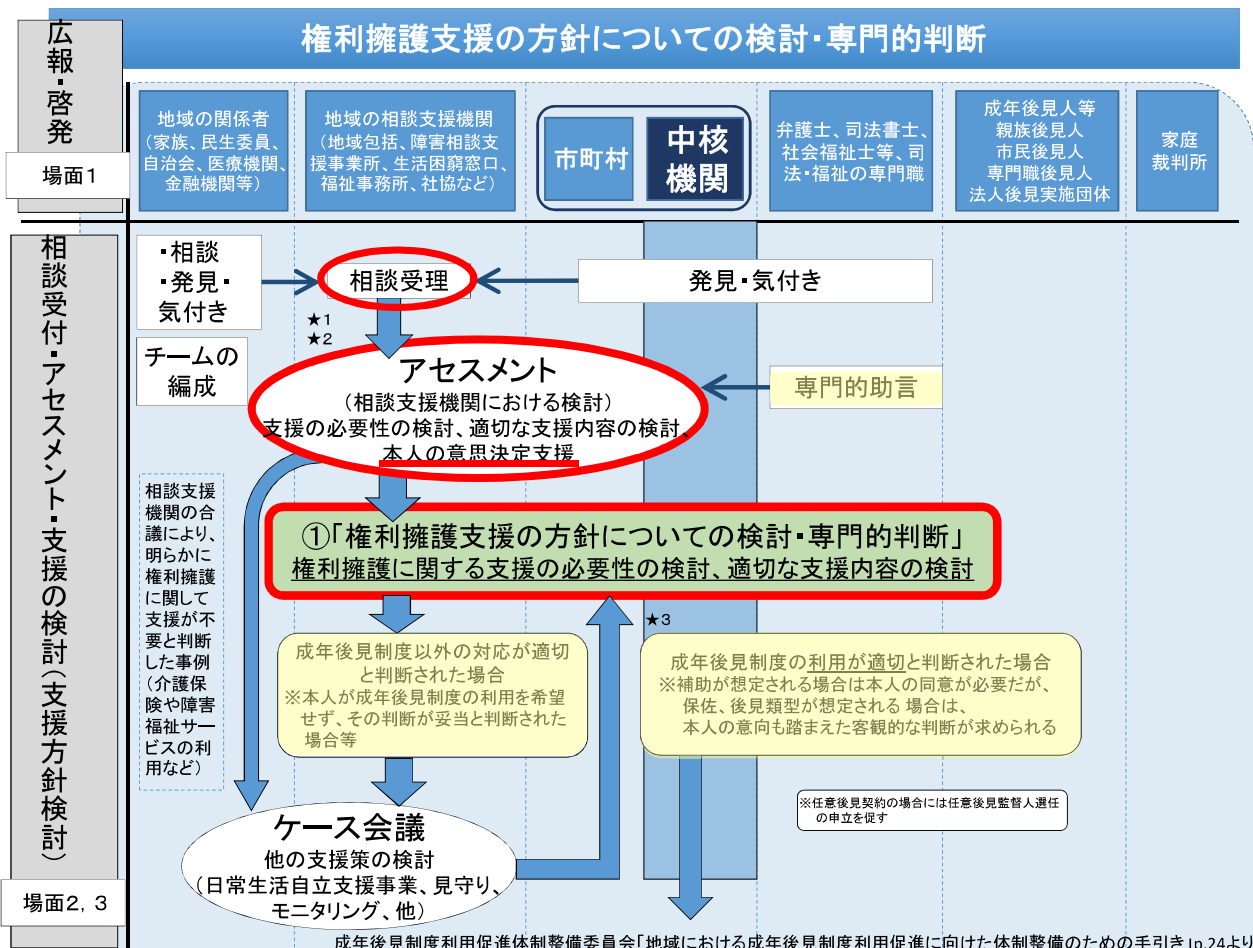
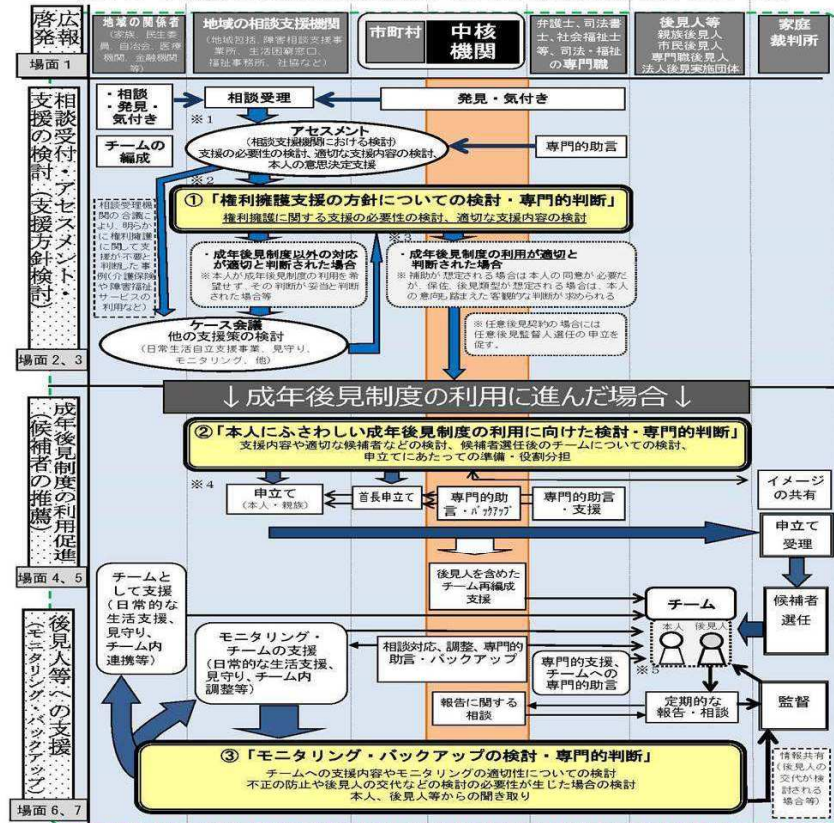
- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

市町村計画策定と地域連携ネットワークの体制整備についての予算(平成30年度予算)

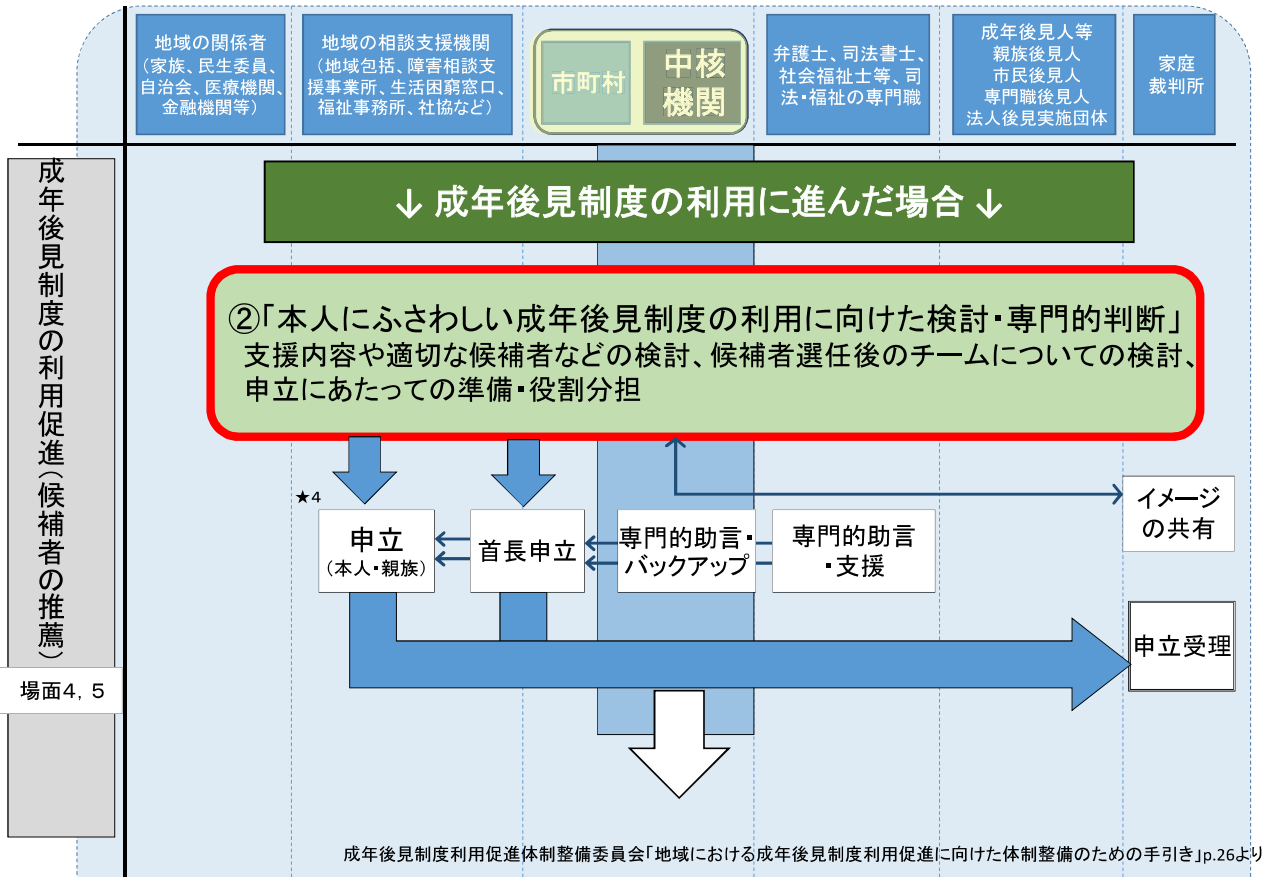
		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の作成		市町村計画策定費の地方交付税措置(H30年度～)		
利用促進のための地域連携ネットワークの体制整備		市町村における中核機関設置運営費の地方交付税措置(H30年度～)	成年後見利用促進連携・相談体制整備事業(介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業3.3億円の内数)	
後見を担う人材の育成	市民後見人の育成(養成研修等)		権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金(介護分)483億円の内数)	
	法人後見の実施(研修、専門職との連携体制整備等)			法人後見支援事業(地域生活支援事業費等補助金493億円の内数)
成年後見制度利用経費(申立費用、後見報酬)の補助			成年後見制度利用支援事業(高齢者)(地域支援事業交付金1988億円の内数)	成年後見制度利用支援事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金493億円の内数)
成年後見制度普及・啓発経費			成年後見制度利用支援事業(高齢者)(地域支援事業交付金1988億円の内数)	成年後見制度普及啓発事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金493億円の内数)

「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」より

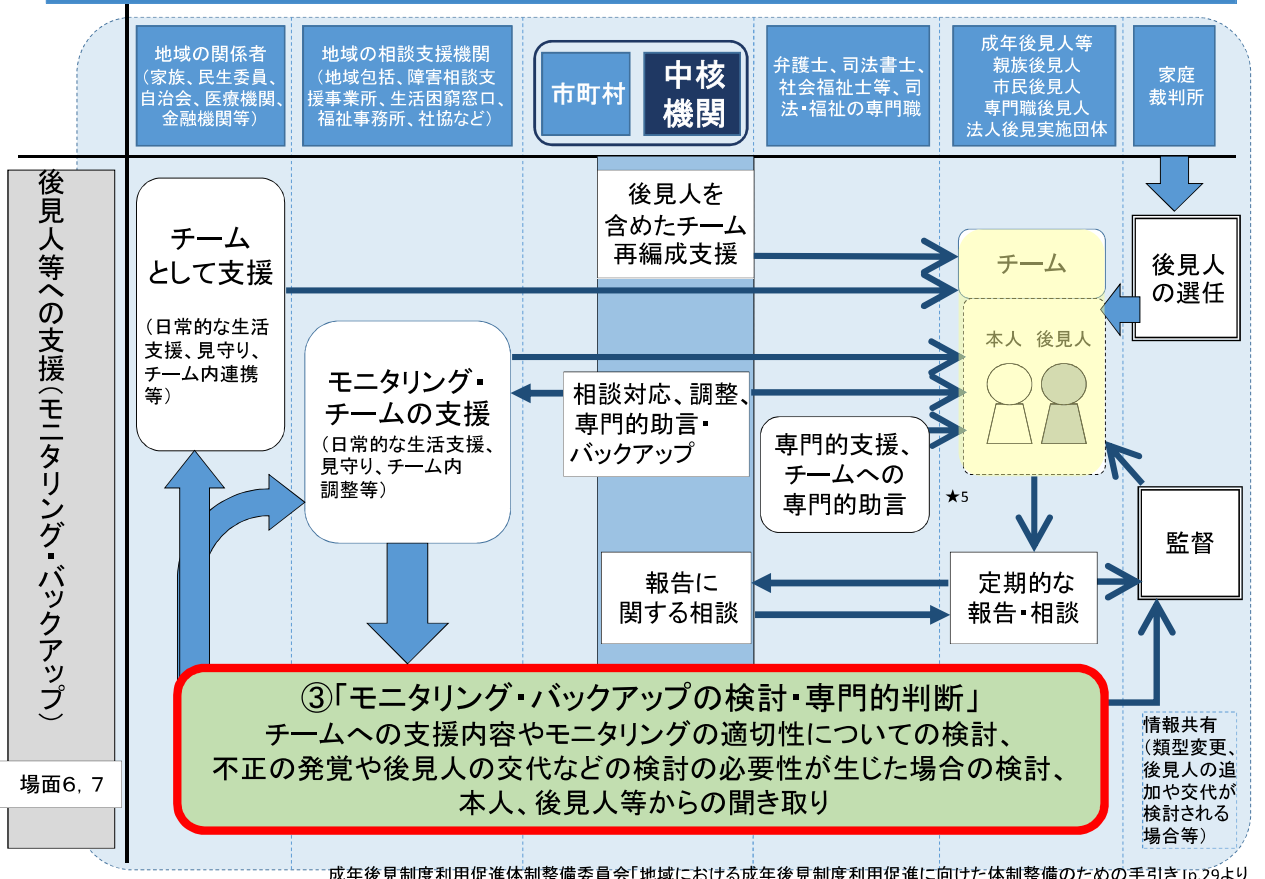
図二-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）

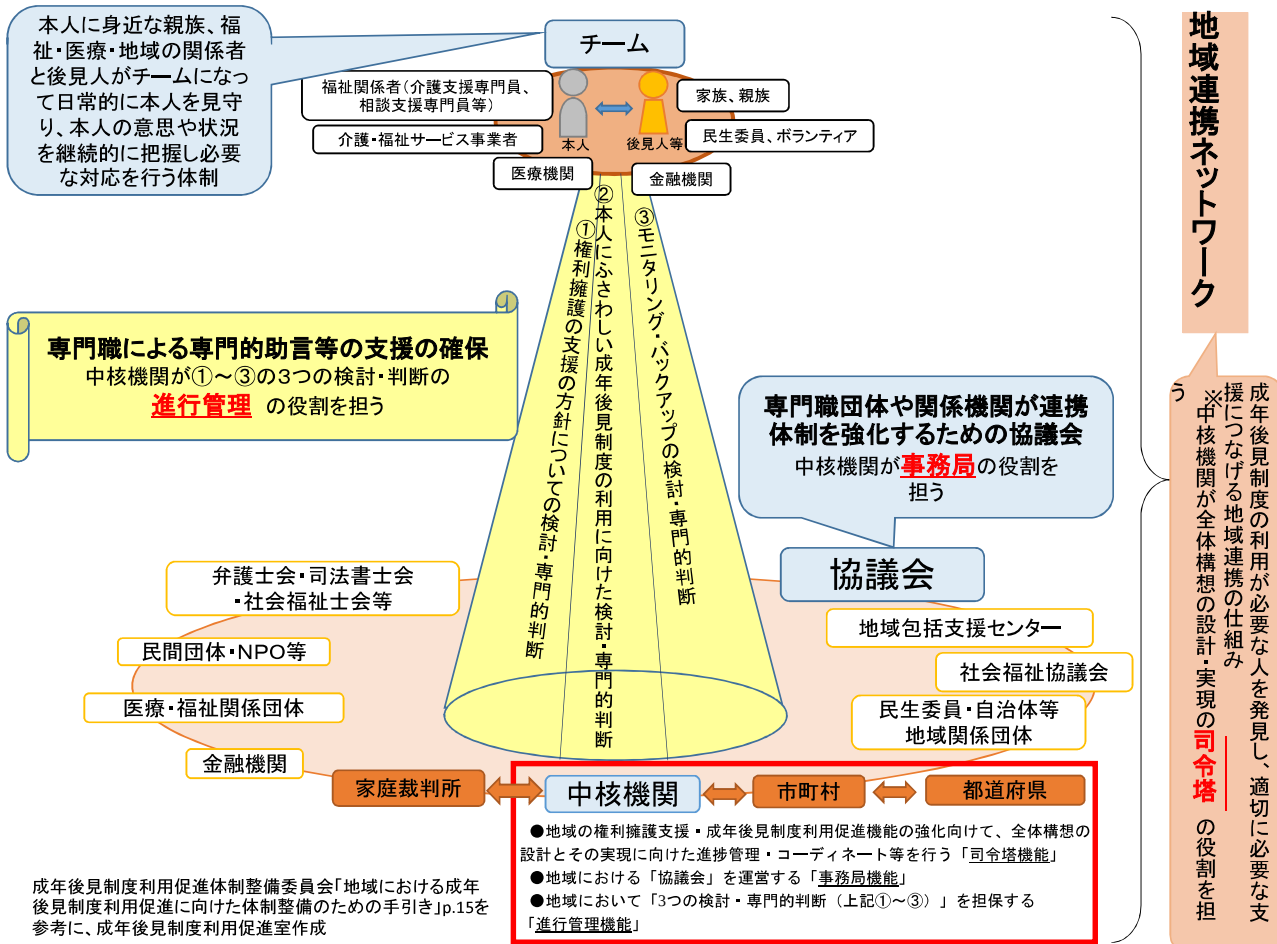


本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）





「利用促進」とは？①

○推進し、達成されるべきこと：

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための選択肢・手段

（促進法第1条）この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

「利用促進」とは？②

○重視していただきたい視点：

- ・「権利擁護」の光が届かないケースへの対応強化を図るには？
- ・成年後見制度を「利用すべき人が利用できる」ため、また「利用者がメリットを実感できる」ため、地域福祉と自治体がなすべきことは？

○権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」が目指すもの：

- ・ 発見⇒相談（早期対応から専門相談までのつなぎ）
⇒ニーズの精査
⇒必要な人に必要な支援（見守りであったり、法定後見であったり）が行き届くような地域づくり
- ・ 全国どこに住んでいても、契約取消・代理といった保護が求められる人には、成年後見制度が利用できること
（「基本計画」の「施策目標」に明示）

地域の「目詰まり」を解消する「中核機関」の必要性①

■現状の課題（例示）
（フロー図における「目詰まり」）

■中核機関の役割・機能

■期待される効果
（フロー図における「目詰まり」がどう解消されるのか）

広報・啓発・相談受付

・【本人、家族、住民等】 制度が知られていない	→
・【包括等相談窓口】 制度が知られていない	→
・【本人、家族、住民等】成年後見制度の相談先がわからない	→
・【本人、家族、住民等】相談しても、自治体や家庭裁判所にたらい回しにされる	→

研修・講演会等による周知・広報	→
明確な相談窓口の設置 （各自治体・中核機関） 本人・親族・施設・病院・事業所等への相談対応・相談会	→

・制度を本人、家族、住民、地域の福祉関係者が理解する。 ・本人に身近な人が発見・気付き、相談が繋がりがやすくなる。	→
・成年後見に関する相談窓口が明確化される。 ・相談の機会が増える。 →相談が行われやすい環境が整う。	→

アセスメント・支援の検討（支援方針検討）

・【地域の相談支援機関、市町村等】権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない	→
・【地域の相談支援機関、施設等】ケース検討で成年後見ニーズが判断されない（その結果、包括等適切な機関につながらない）	→
・【社会福祉協議会等】日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業において、利用者の判断能力が低下しても、事業を利用し続けている。	→
・【地域の相談支援機関、施設等】任意後見契約を締結している本人の判断能力が低下しても、任意後見が開始されない（監督人が選任されない）	→

相談機関における検討への専門職の派遣（法律・福祉）権利擁護支援のアセスメント、後見ニーズの見極め	→
検討の仕組み ¹ 支援方針検討自治体支援者相談機関等方針決定・首長申立判断等	→
日常生活自立支援事業からの移行、生活困窮者自立支援事業等における利用促進	→
任意後見監督人選任のタイミングに関する助言、サポート	→

ケース検討に専門職が参加することで法的な課題が明らかになり、成年後見制度の利用を含めたケース検討が行われる。	→
相談機関関係者等が適切にケースを分析・判断し、必要な支援方針の見立てが行われるようになる。	→
本人の状態変化に応じて、適切な時期に成年後見制度の利用につなぐことができるようになる。	→
本人の状態変化に応じて、適切な時期に任意後見監督人選任を行うことができるようになる。	→

地域の「目詰まり」を解消する「中核機関」の必要性②



「市町村計画」に盛り込むべき事項 【成年後見制度利用促進基本計画p.21参照】

① 地域連携ネットワークの三つの役割(※)を各地域において効果的に実現させるための具体的施策

※ ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

② チーム・協議会・中核機関といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化

③ 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、及びそれらの機能の段階的・計画的整備

④ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携策

⑤ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方

都道府県・専門職団体への期待

- 地域連携ネットワークや中核機関の業務には、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれる。
 - ➡ **都道府県**は、
 - ・広域での地域連携ネットワーク・中核機関整備の支援
 - ・人材養成や専門職団体との連携確保等、広域的な対応が必要な業務につき、必要な支援を。
- **専門職団体**(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等):
 - ・市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画
 - ・地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力
- **都道府県単位や家庭裁判所(本庁・支部・出張所)単位での専門支援機関の設置**についても、積極的に検討を。

利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抄)

第13条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。



平成30年度 社会福祉推進事業

	重点事業 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける支援機能のあり方に関する調査研究事業	一般事業 成年後見制度の利用促進に資する調査研究事業
事業内容	成年後見制度利用促進計画に基づき各自治体にて構築される地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能に関する調査研究を行い、 <u>各自治体において参考となる基礎的資料</u> を提示する。	国の成年後見制度促進基本計画に基づき、 <u>市町村において定める基本計画の策定に資する調査研究</u> を行う。
採択団体	(公社)日本社会福祉士会	
詳細	中核機関の支援機能の展開にむけた調査研究と、人材の育成のための <u>研修プログラム等の開発</u>	未定

成年被後見人等に係る欠格条項の見直し (一括法案の提出)について

平成30年の通常国会において、成年被後見人等であることを理由として資格等から排除するような欠格条項を一括して見直すための法案を提出。(188の法律を一斉改正)。⇒条例その他の規則についても、見直しを進める必要あり。

◎ 欠格条項を規定している法律の分類と具体例

- ① 公務員等(国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法など)
- ② 士業等(弁護士法、医師法、教育職員免許法など)
- ③ 法人役員等(医療法など)
- ④ 営業許可等(警備業法など)
- ⑤ 法人営業許可等(著作権等管理事業法など)

◎ 改正イメージ

※下線部分は改正部分

改正イメージ	現 行
第〇条 次の各号のいずれかに該当する者には、××の免許を与えない。 一 (削る) 二 (略)	第〇条 次の各号のいずれかに該当する者には、××の免許を与えない。 一 <u>成年被後見人、被保佐人</u> 二 (略)
第△条 (略)	第△条 心身の故障により××の業務を適正に行うことができない者として〇〇省令で定めるものには、免許を与えないことができる。
第◆条 (略)	第◆条 ××が、第〇条各号のいずれかに該当するときは、〇〇大臣は、その免許を取り消す。

○障害者権利条約 第5条

「締約国は、障害を理由とするあらゆる差別を禁止する」

「締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第1条

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律 第3条

成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

地域における取組の実例①

～都道府県あげての取組や、広域での成年後見センター設置等～

○東京都：都（地域福祉推進課）と都社協が、各市区町村における成年後見センター設置等への財政的支援や、技術的支援（相談対応、研修会・連絡会の開催等）を実施

⇒取組の「空白地域」解消に向けた積極的な支援を実施

○大阪府：大阪市で始まった専門職・社協一体となった取組（成年後見センター等）を府全体に広げる活動を推進。特に、市民後見人の単独受任とそのサポート強化を推進。

○広域での成年後見センター設置事例

- ・NPO法人東濃成年後見センター（岐阜県多治見市、土岐市など5市）
- ・NPO法人尾張東部成年後見センター（愛知県瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）
- ・NPO法人知多地域成年後見センター（愛知県半田市、知多市など5市5町）
- ・一般社団法人多摩南部成年後見センター（東京都調布市など5市）

地域における取組の実例②

～静岡県社会福祉協議会～

◎静岡県社協と静岡県が協力し、家裁とも協議の上、県内を5ブロックに分け、ブロックごとに「成年後見制度利用促進協議会」を設置

「静岡県成年後見制度利用促進協議会」の設置



静岡県社会福祉協議会資料

34

地域における取組の実例③

～新潟県社会福祉協議会、佐渡市～

○平成25年、新潟県社協において以下の調査を実施

- ①県内社会福祉施設・事業所等(1,181か所)における成年後見制度の活用に対するニーズ把握調査
- ②日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度への要移行状況調査
- ③県内の成年後見事件の実態把握調査(家裁対象)
- ④県内専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査
- ⑤社会福祉協議会における法人後見実施状況調査
- ⑥成年後見制度利用支援事業等の実態把握調査

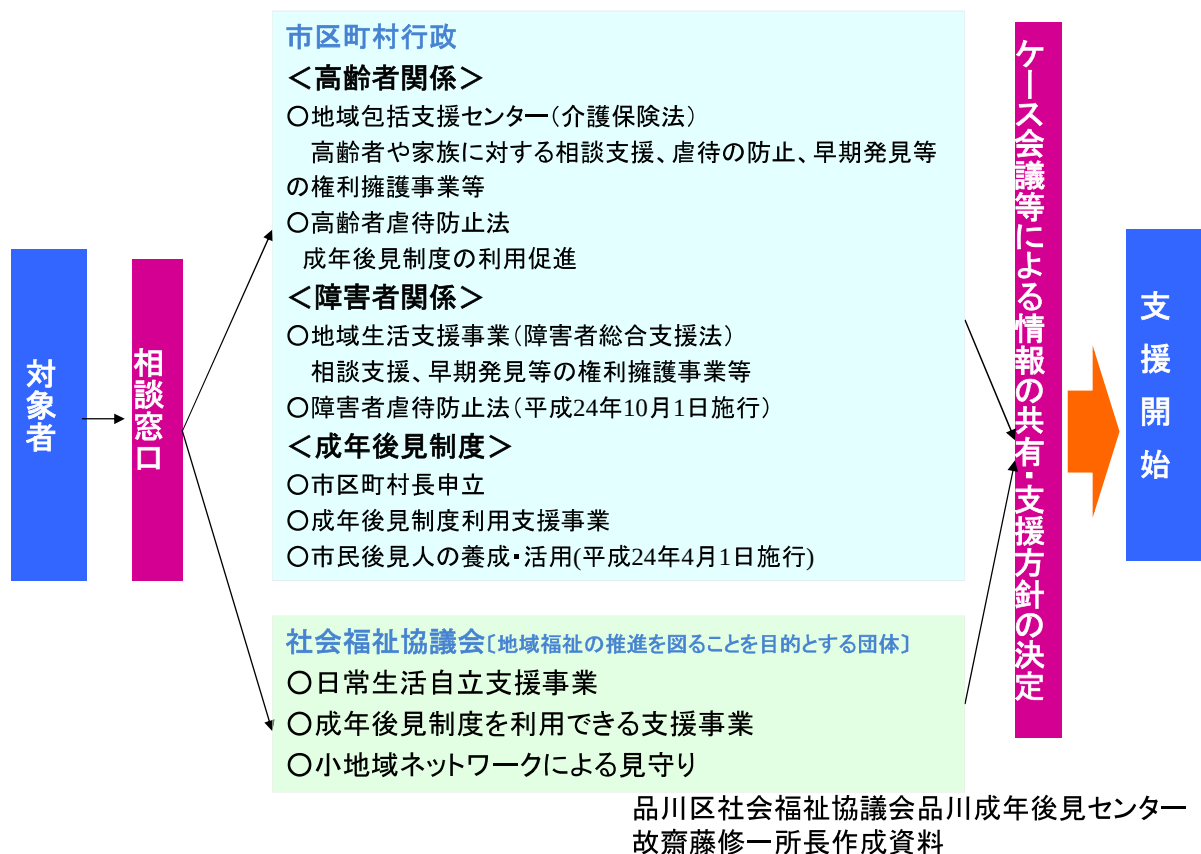
⇒潜在的ニーズの見える化、受け皿(専門職・法人後見)の不足状況の把握等により、県内の地域ごとの課題を具体化

⇒県内の「後見過疎地マップ」「後見制度拡充進行マップ」の作成

○佐渡市を始め、各地に「後見拡充プロジェクトチーム」「成年後見センター」の設置、利用助成制度の拡充や市民後見人等育成、啓発活動の強化等を推進(「佐渡モデル」)

35

成年後見制度に係る行政の役割と社協の役割等（品川区の例）



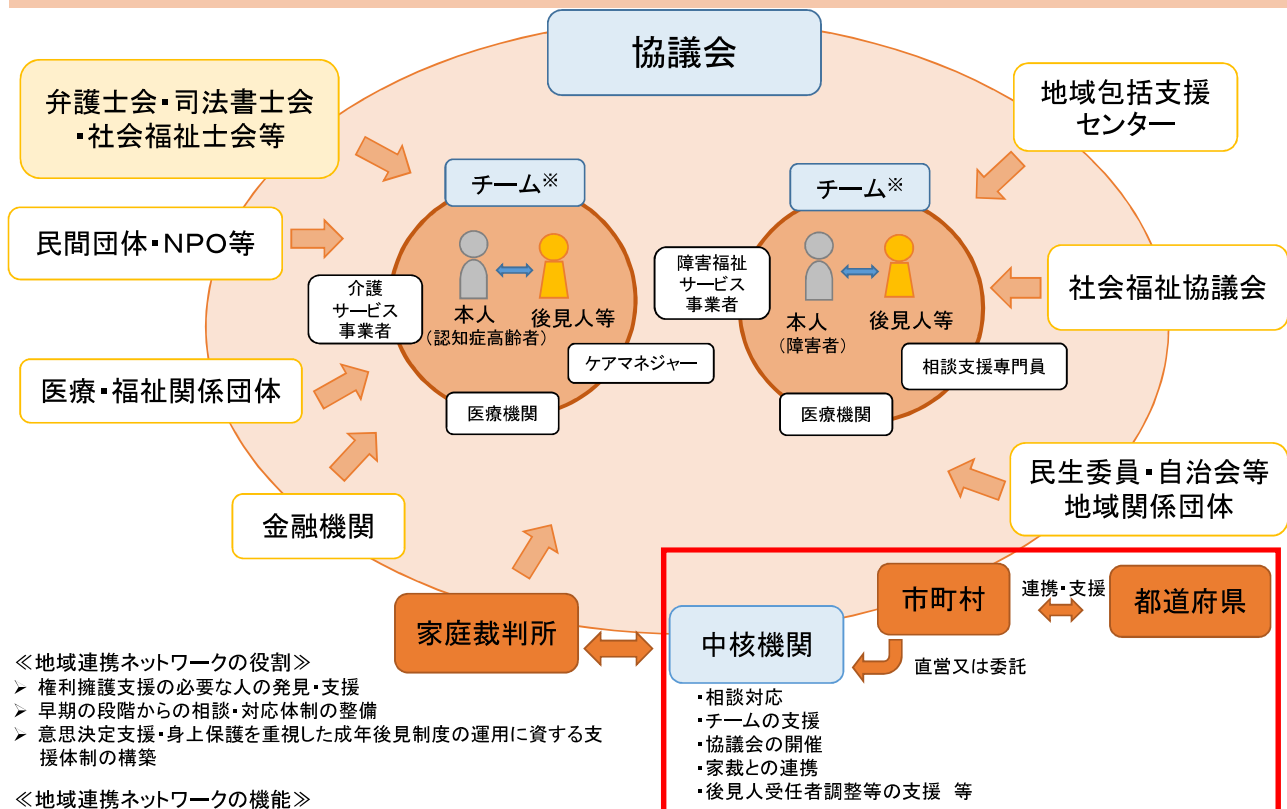
中核機関の設置について

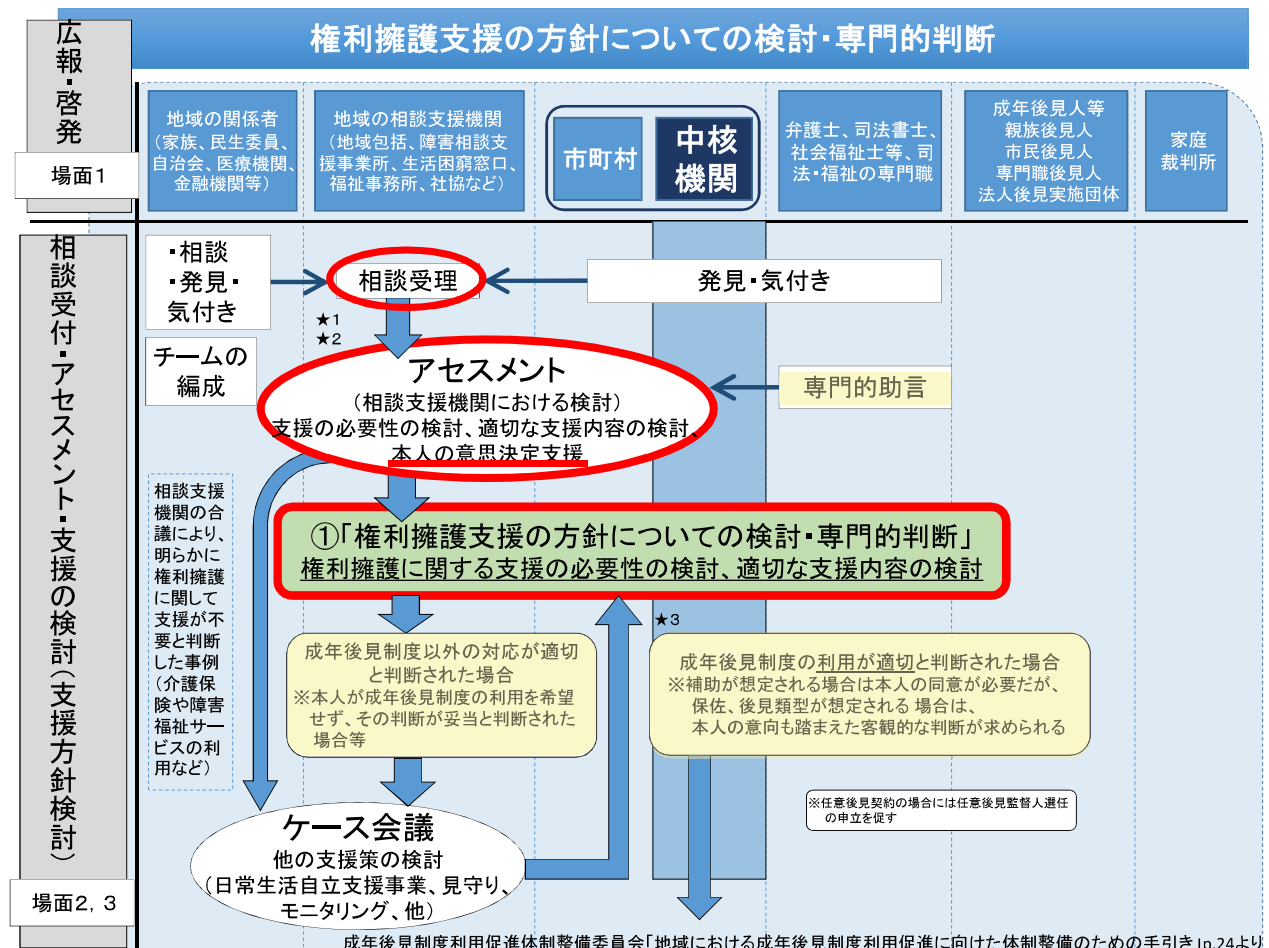
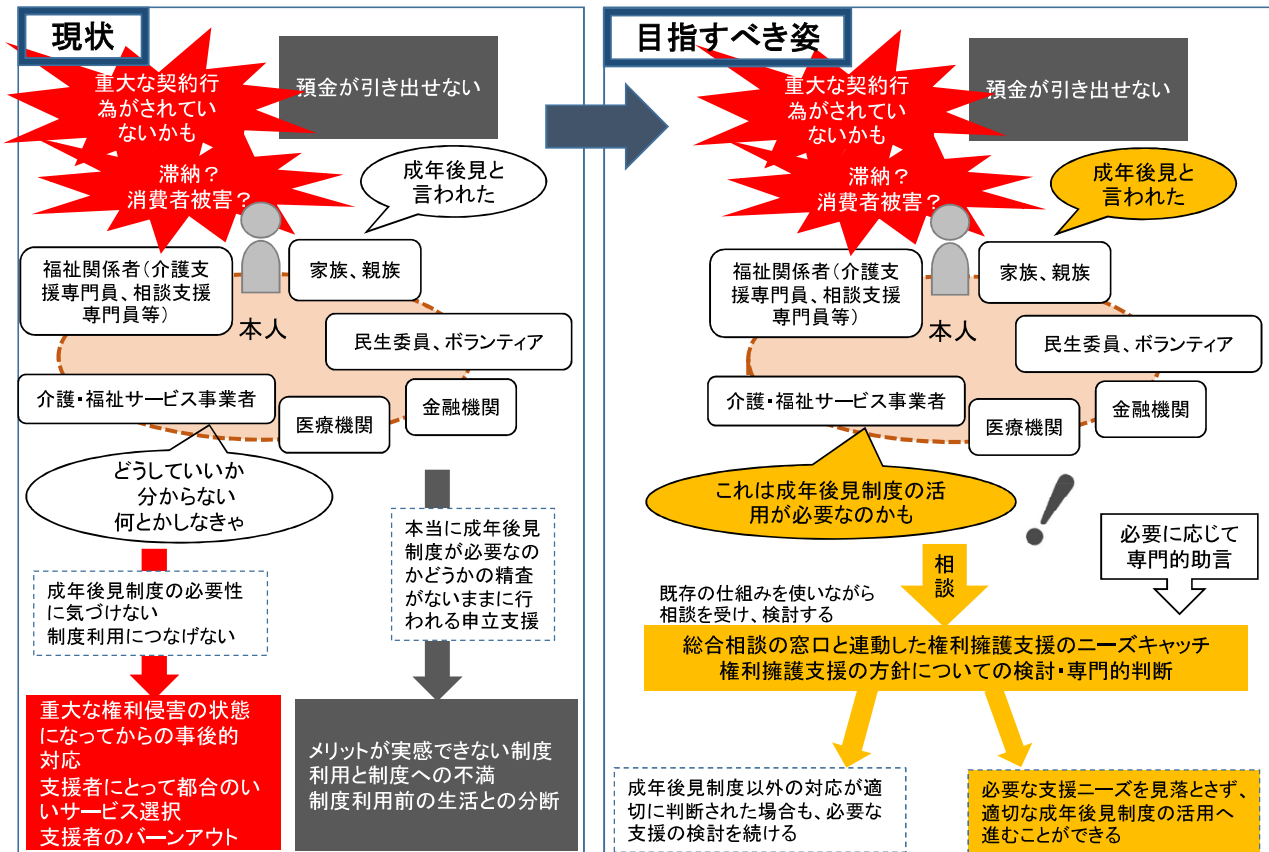


厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
成年後見制度利用促進専門官

川端 伸子

地域連携ネットワークのイメージ

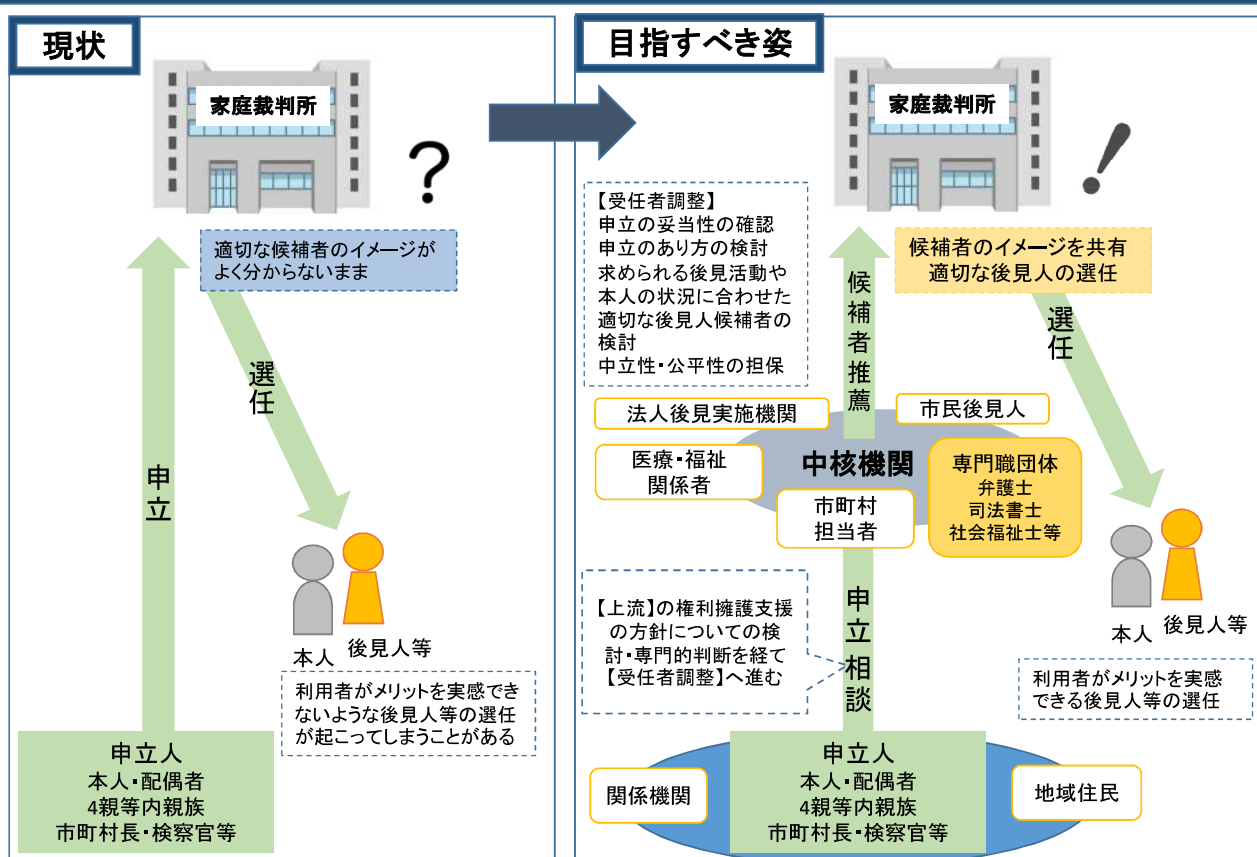




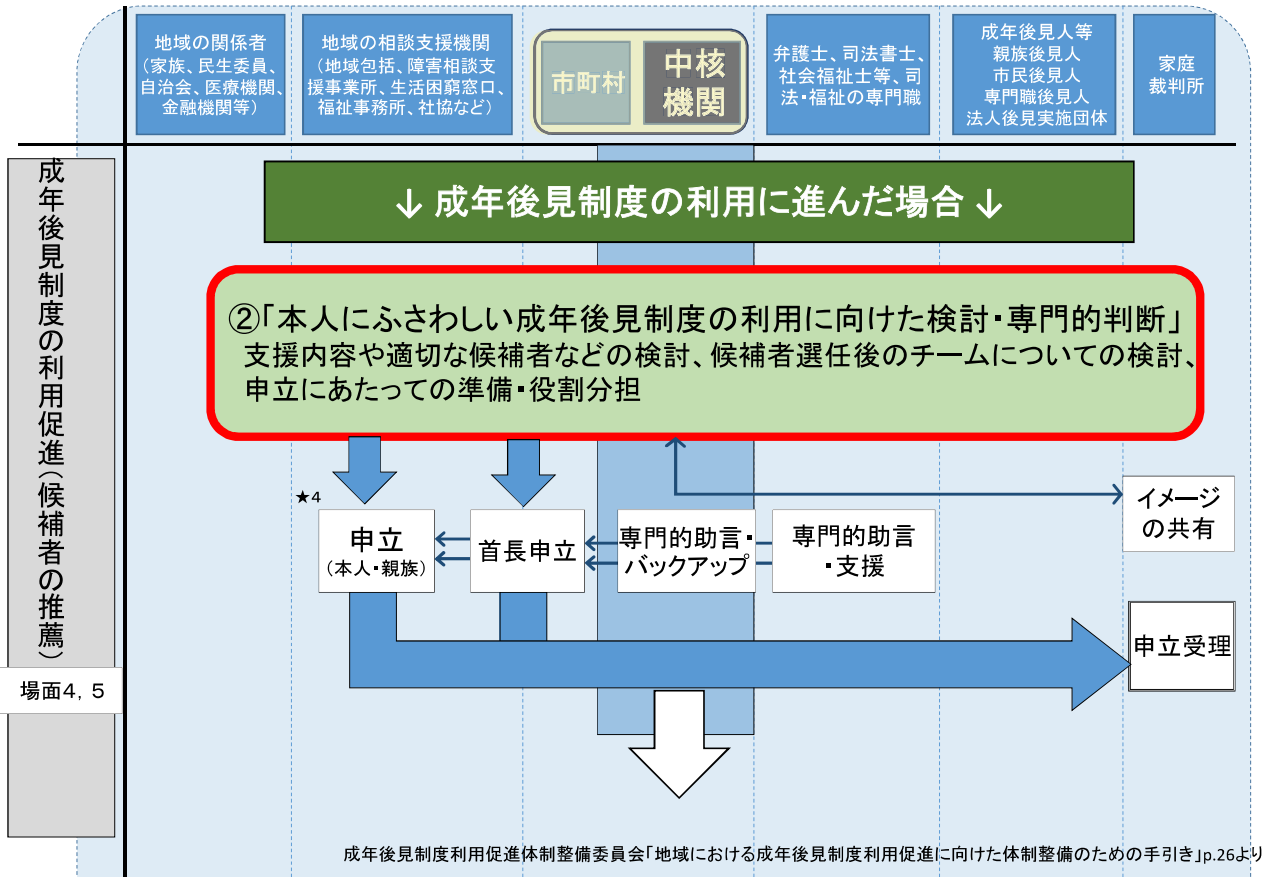
◆中核機関が実施する定例の検討会議に、市町村や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、ケアマネジャーが事例を提出し、権利擁護支援について協議する

◆地域包括支援センターや基幹相談支援センター、相談支援事業所のケース検討の会議(コアメンバー会議等)に中核機関が加わり、権利擁護支援について協議する

➤広域設置の中核機関の場合、一次相談は市町村や地域包括支援センター等が担い、一次相談窓口の職員からの相談を中核機関が受けている場合もある

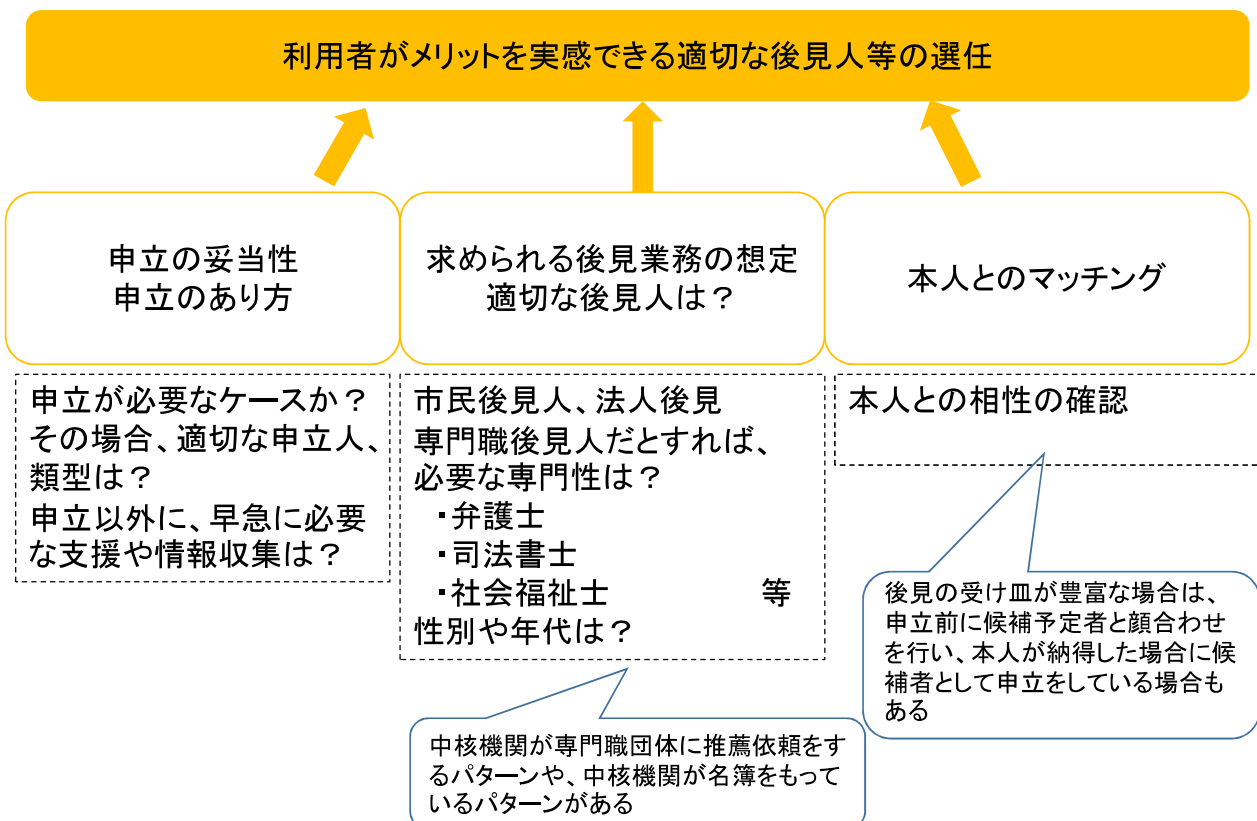


本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



中流

検討・判断のあり方



基本計画p.13

(a)受任者調整(マッチング)等の支援

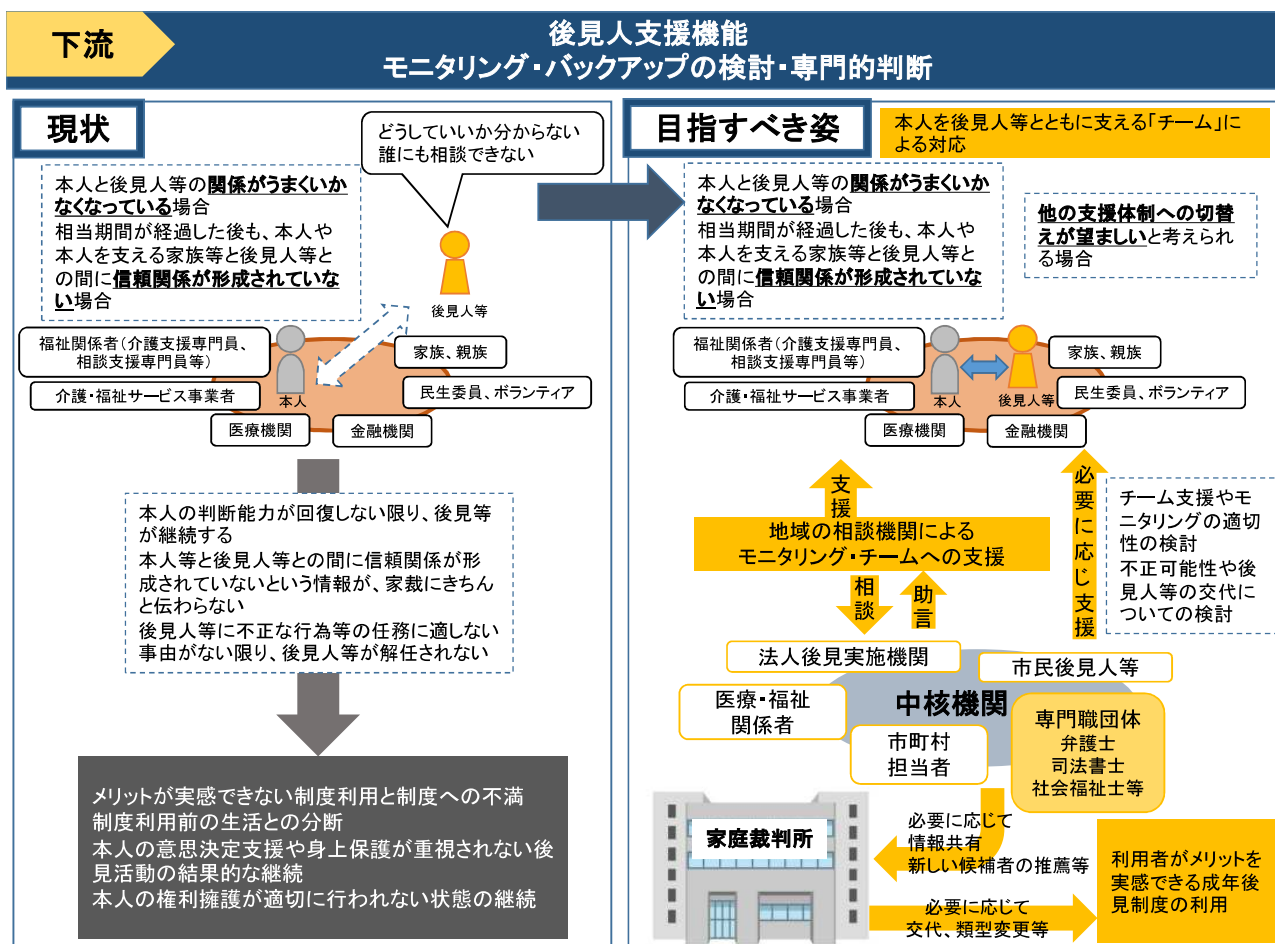
...

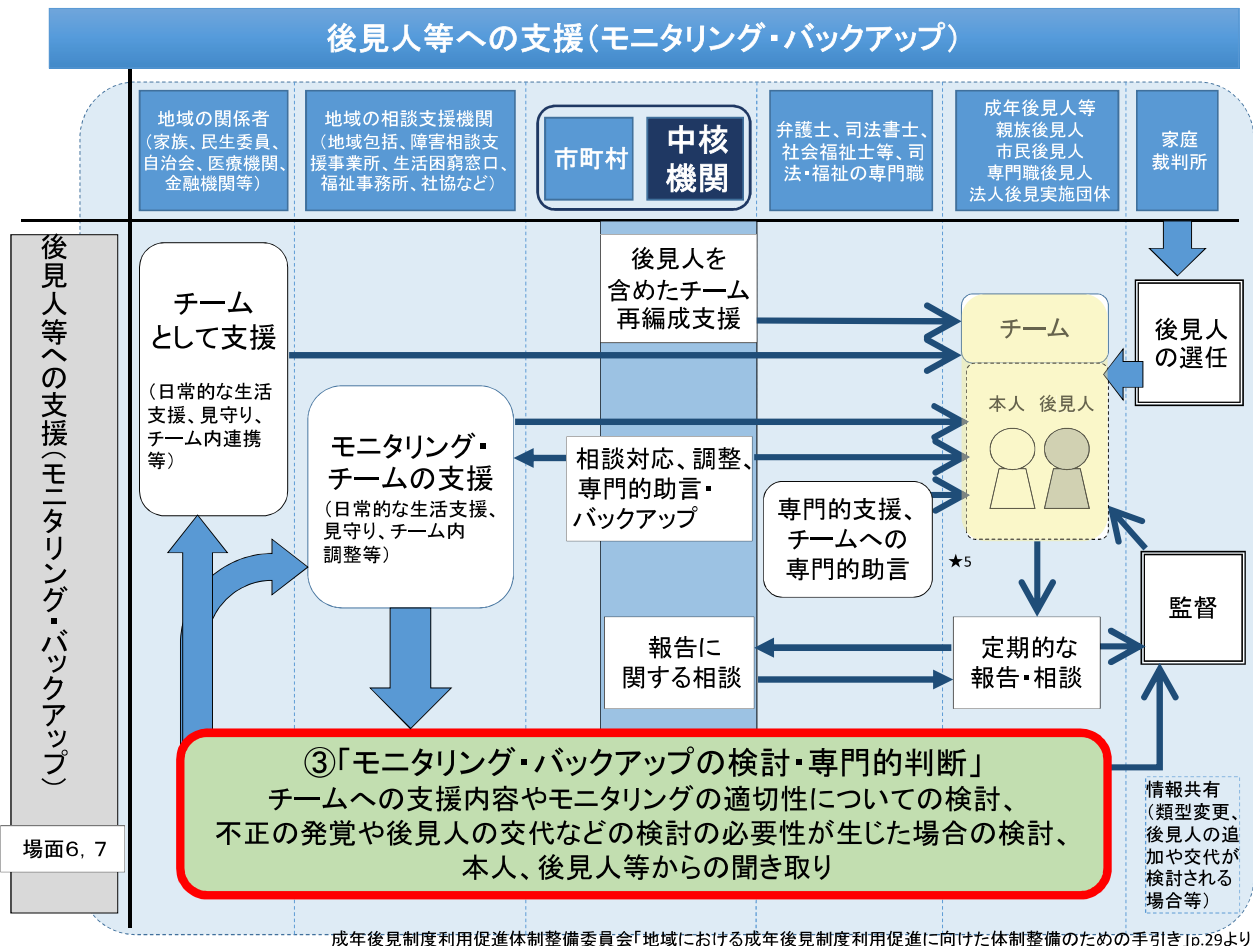
○ 受任者調整(マッチング)等

- ・ 専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
- ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

○ 家庭裁判所との連携

- ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

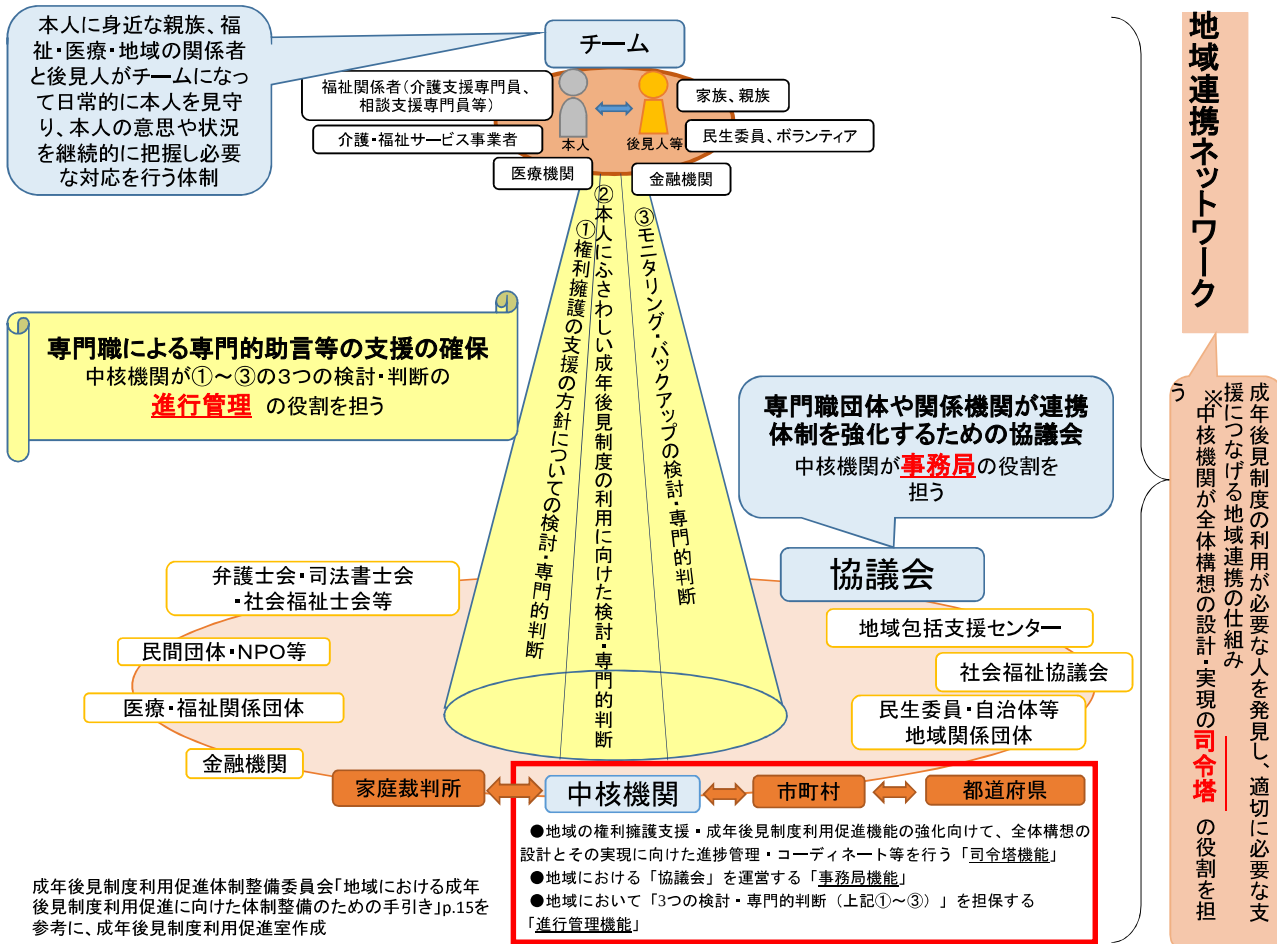




下流

検討・判断のあり方

- ◆中核機関や地域包括支援センター等による、チームへの後見人等加入支援、バックアップ・モニタリング
 - 後見人等とチームの顔合わせを支援する(バックアップ)
 - 後見人加入後のチームによる本人支援がうまくいっているかどうか、支援状況を確認する(モニタリング)
- ◆チームによる本人への支援
 - 介護支援専門員や相談支援事業所職員が、既存の会議(サービス担当者会議等)を活用して、後見人等とともに本人を支援する
- ◆チームによる支援が難航する場合、中核機関は相談を受けて専門的助言を実施。必要に応じて家庭裁判所と情報を共有
 - 後見人等による不正の可能性がある場合には、早急に家庭裁判所に情報共有
 - 必要に応じて適切な後見人等への交代に向けた検討を行い、新たな候補者推薦を行う。中核機関と家庭裁判所との情報共有の結果、家庭裁判所が必要に応じて交代を実施



チームを支援する体制、連携強化を協議する協議会の実態

基本計画p.11

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

○ 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。

○ このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

定例の受任調整等の検討会議

+

地域課題の検討・調整・解決のための会議

中核機関設置の多様なあり方

今ある機能、社会資源を確認し、それをうまく活かして、見直したり(目詰まりの改善)、つなぎ合わせたりする方が、うまくいく場合がある。

◆複数の中核機関の検討

「市町村の判断により、地域における取組実績などを踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる」(基本計画p.17)

- 例えば、上流の検討・専門的判断の場について、高齢分野と障害分野を別々に設置する場合もあり得る。

◆広域設置の検討

「地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべき」(基本計画p.16)

- 単独設置が難しいような小規模な市町村は、広域設置を検討してみる

※最初の音頭取りについて、都道府県による支援が重要

◆直営の中核機関の検討

- 直営の地域包括支援センターや基幹相談支援センターの機能拡大など

※市民後見人の養成等の後見の受け皿拡大を、将来的にどうするか？という視点で中核機関の機能を分散させることもできる(段階的でよい)

中核機関の専門性も地域の介護・福祉事業者や住民の権利擁護支援の意識も、変化していく。どこがどのような機能を担っているのか、役割分担を見直す必要があるのか、定期的に協議する。→ 計画の達成状況の確認や見直しが重要。

豊田市成年後見支援センターの設置と 体制整備に向けた取組の実践報告

～センター開設のプロセスと地域共生社会の実現に向けた中で～

平成30年6月19日
豊田市 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター
(豊田市社会福祉協議会)

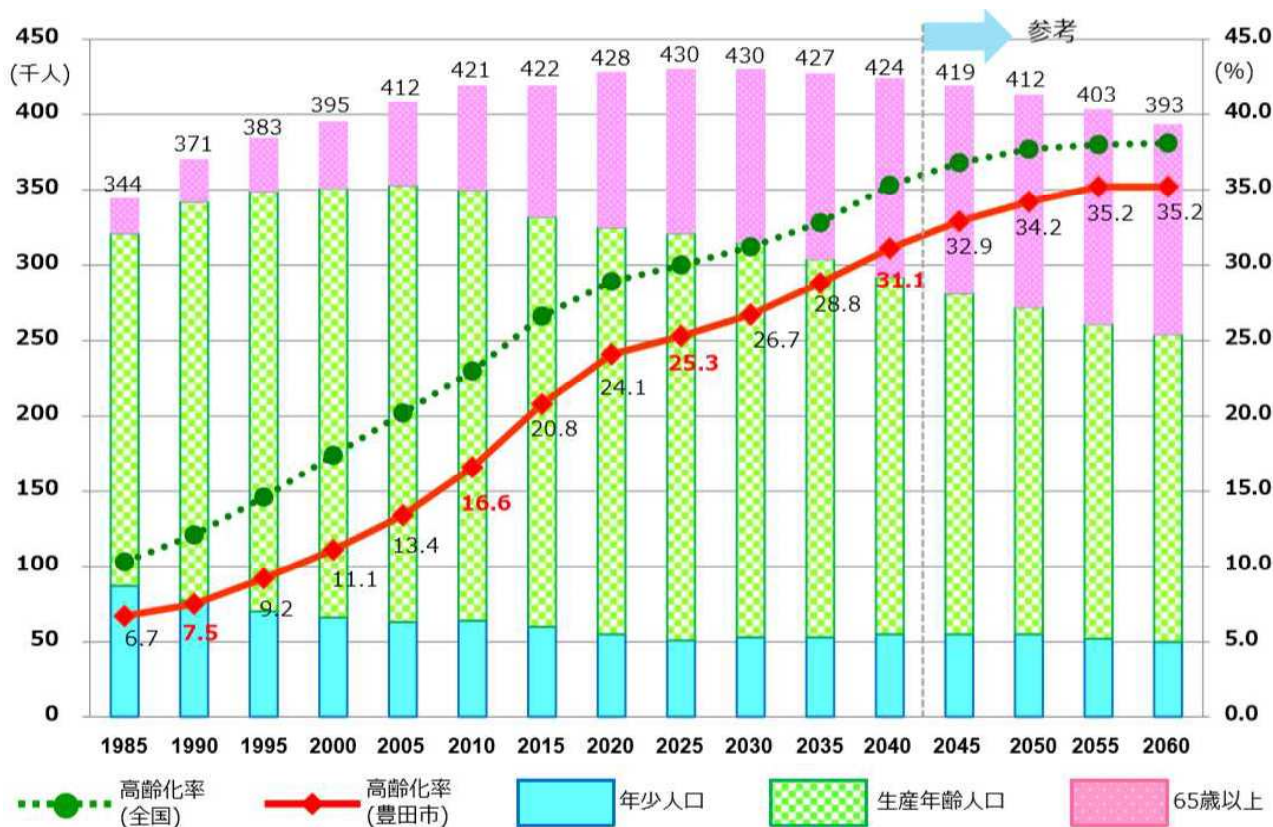


City of Toyota つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた

豊田市の基礎情報

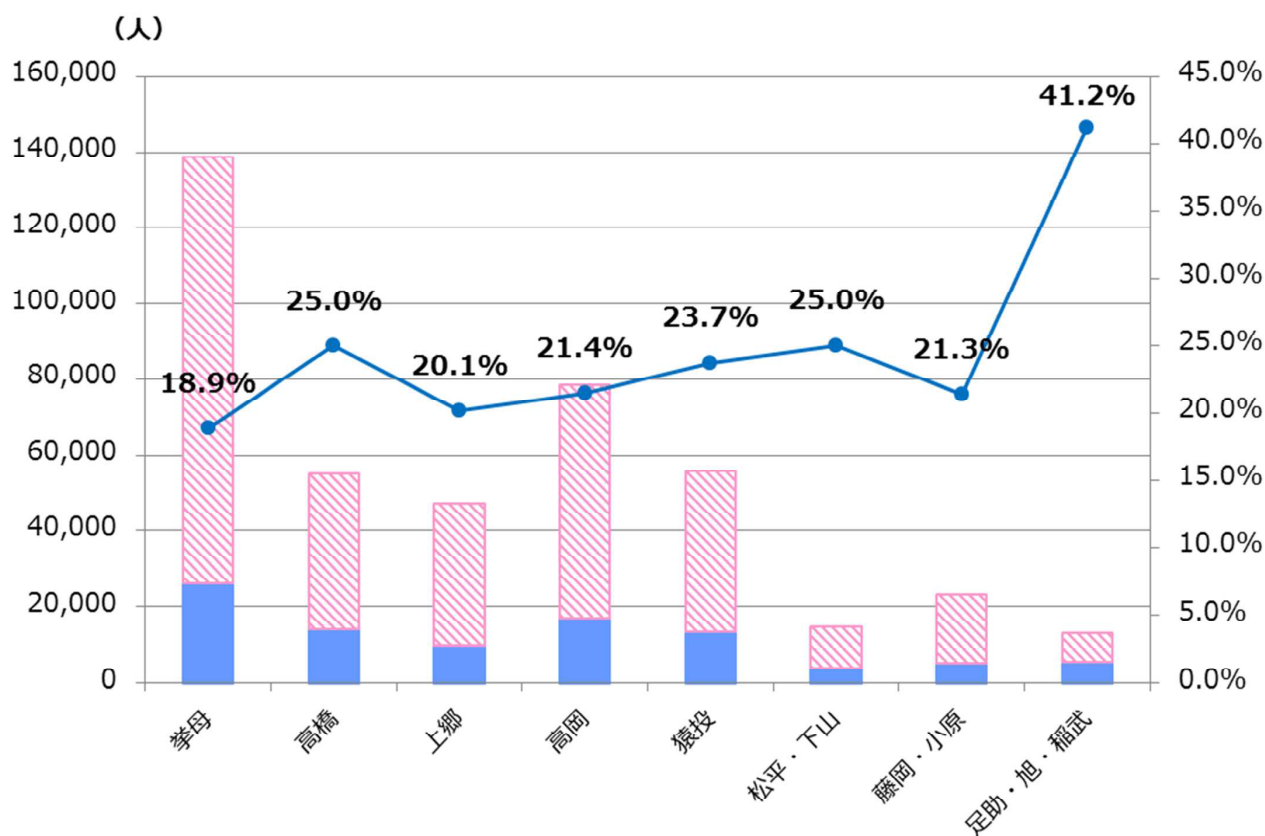


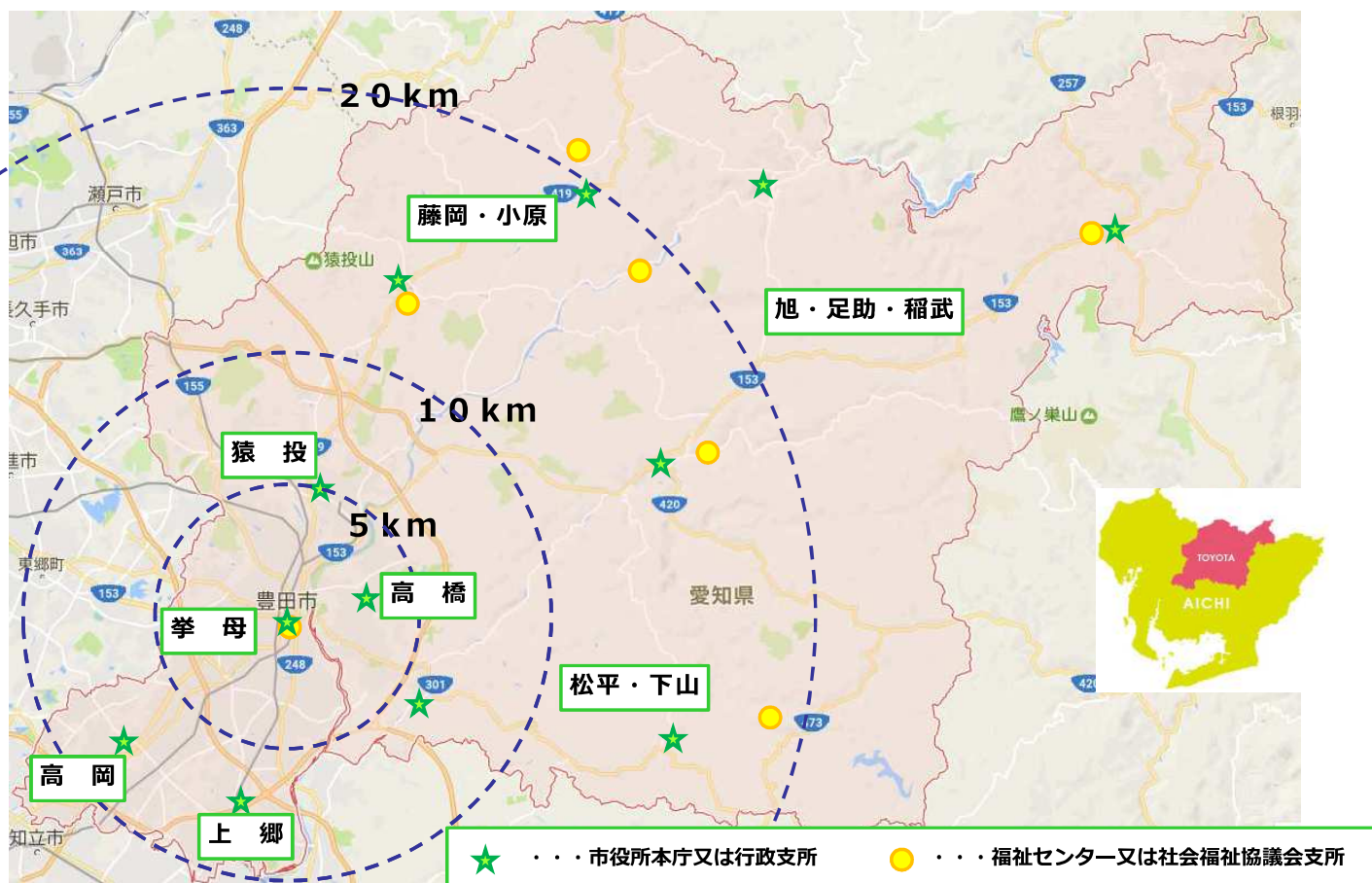
項目	数値
①人口	425,059人 ※愛知県内第2位の中核市
②面積	918.32km ² ※愛知県内第1位
③高齢化率	22.09%
④認知症自立度Ⅱ以上人数	7,846人(H29.3時点)
⑤療育手帳所持者数	3,081人(H29.4時点)
⑥精神保健福祉手帳所持者数	2,659人(H29.4時点)
⑦地域包括支援センター数	地域型27か所(社協、社福法人) + 基幹型(社協)
⑧障がい者相談支援事業所	11か所(社協、社福法人、NPO)
⑨生活困窮者自立支援機関	1か所(社協)



(出典) 豊田市「在宅医療・福祉連携推進計画」参考資料 3

豊田市の地域特性について（地域により大きく異なる高齢化率）

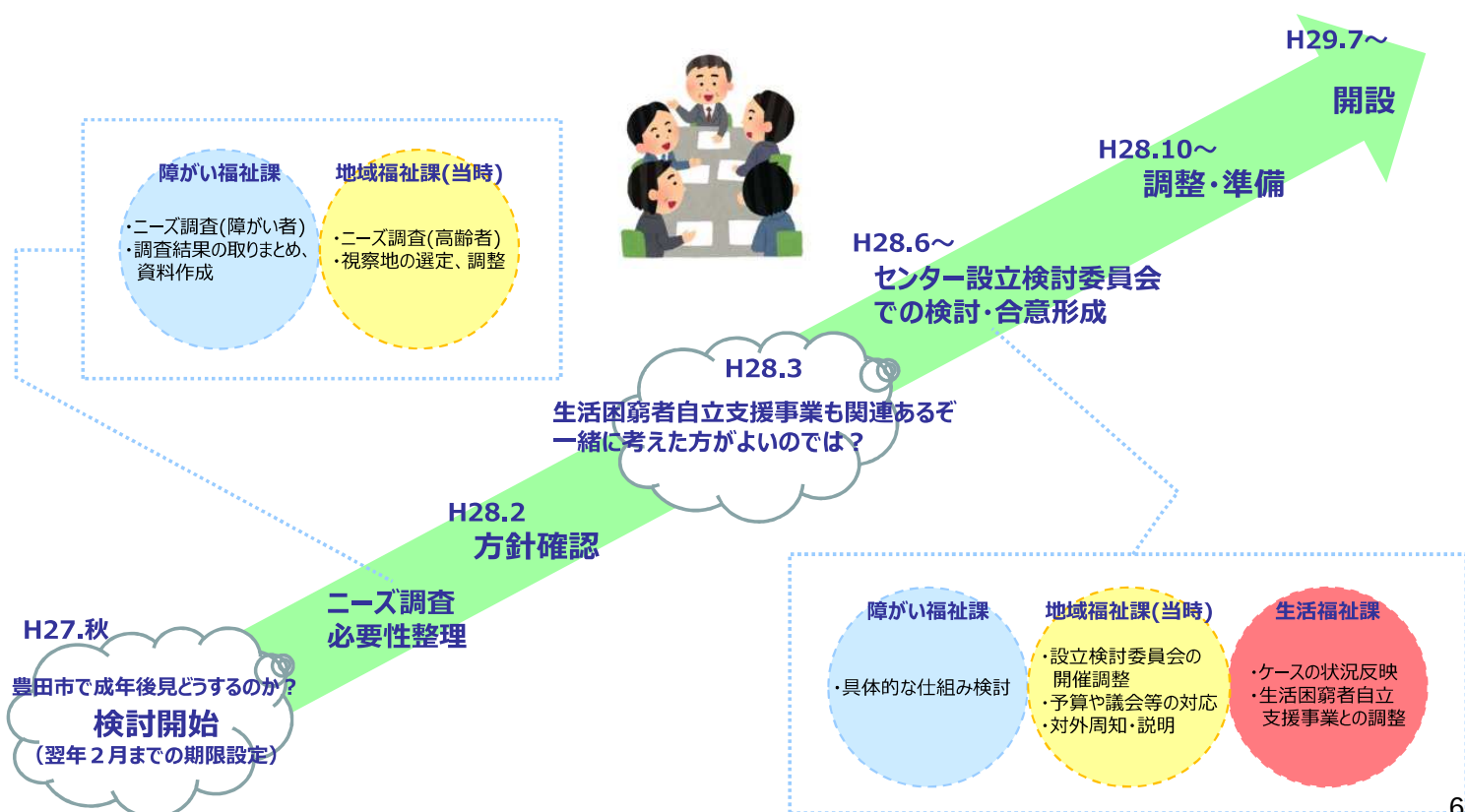




※本資料は距離イメージを示すものであり、厳密な位置情報を示す趣旨ではないことに注意。

豊田市における庁内での検討体制と役割分担

- 平成26～27年ごろから、愛知県内でいわゆる「成年後見センター」を設置する市町村が増加。
- 豊田市として、センターを設置するかどうか、設置するならどうやってやるのかも含めて「成年後見制度をどうしていくのか」の検討開始。**



●豊田市では、「①定量的な状況」「②定性的な状況」「③公として備える理由」の3点から整理を実施。

対象	把握した数
A群 (最大母数)	・介護保険認定者数 ・療育手帳所持者数 ・精神保健福祉手帳所持者数
B群 (有効母数)	・認知症高齢者(自立度Ⅱ以上)数 ・療育手帳A判定所持者数 ・精神保健福祉手帳1級所持者数
C群 (一部想定数)	・日常生活自立支援事業利用者数 ・障がい者相談支援事業所の後見利用想定ケース数
D群(隠れ群)	・生活困窮者自立支援事業のアセスメント結果のうち、「債務・家計管理・家族問題・本人能力」の件数
E群 (関心者数)	・無料法律相談の「成年後見」相談数 ・基幹包括支援センター主催の制度説明会参加者数

A群：最大母数

B群：有効母数

C群：一部想定数

D群：隠れ群

E群：関心者数

7

●豊田市では、「①定量的な状況」「②定性的な状況」「③公として備える理由」の3点から整理を実施。

- ①先進地の状況（大阪市成年後見センター・尾張東部成年後見センターなど）、中核市の状況、近隣自治体の状況
- ②基幹包括支援センター主催の「成年後見制度説明会」のアンケート結果
- ③名古屋家庭裁判所岡崎支部の主任書記官との意見交換の結果



専門職等との意見交換の結果（弁護士・司法書士・社会福祉士・MSW・PSW・施設職員・社会福祉協議会）

例えば…

- 豊田市特有の実態として、親族が遠方（ex.九州など）なので、申立や手続きの協力が得られない場合がある【弁護士】
- 専門領域以外の判断や支援方針を構築するのが難しい【3 専門職】
- 遠い中山間地だと後見人の受け手がいない【施設職員】
- 病院の役割分担により、今までよりも短くなる入院期間の間に退院後の見通しを立てないといけなくなる【MSW】

後見と関連する動きの中で、何が行われ、誰が何に悩んでいるのかわからない…
そこを少しでも理解しないと、必要とされる対応策まで検討できない



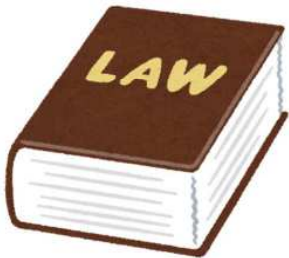
インフォーマルな形式な方が
ざっくばらんに会話ができる

●豊田市では、「①定量的な状況」「②定性的な状況」「③公として備える理由」の3点から整理を実施。

当時は、成年後見制度利用促進法の施行や基本計画の閣議決定前だったので、拡大解釈しつつ・・・

- 老人福祉法 第32条の2(後見等に係る体制の整備等)・・・センター設置、関係機関とのネットワーク構築、啓発、市長申立
 - 介護保険法 第115条の45(地域支援事業)・・・啓発、利用支援事業
 - 障がい者総合支援法 第77条(地域生活支援事業)・・・利用支援事業、法人後見
 - 知的障がい者福祉法 第28条の2(後見等を行う者の推薦等)・・・関係機関とのネットワーク構築、市長申立
 - 精神保健福祉法 第51条の11の3(後見等を行う者の推薦等)・・・関係機関とのネットワーク構築、市長申立
 - 厚生労働省老健局高齢支援課事務通知<H24.3.27>・・・センター設置、関係機関とのネットワーク構築、市民後見、社協委託
- + 今なら、成年後見制度利用促進法 第23条(市町村の講ずる措置)

どこまで行政が実施すべきなのか？
必要なこと＝行政が実施すべきことは必ずしも一致しないことも考慮



課題の解決策とあるべき姿のイメージ化

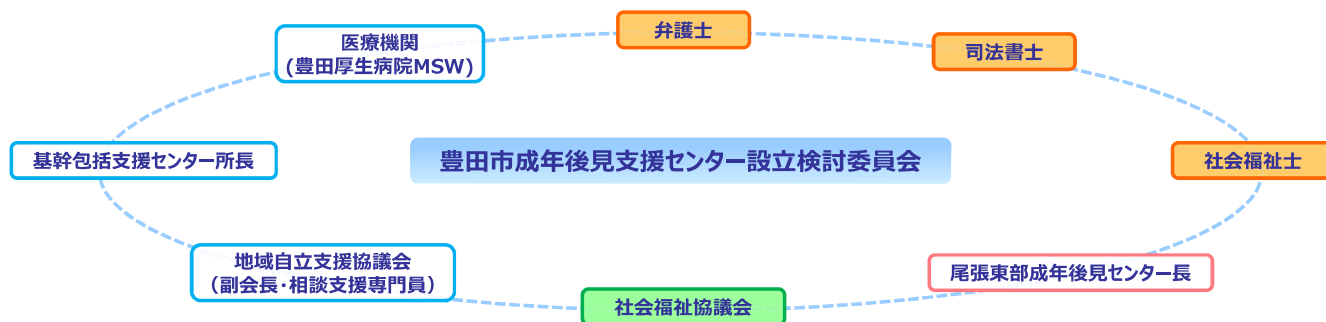
●当該自治体としての課題をどう設定するか、またどういった部分を補強するかを整理した上で、
「どういった対応方策(センターの支援機能)が必要なのか、豊田市としての支援体制の“あるべき姿”を検討し、明確にした。」

【施策】 高齢者・障がい者の権利擁護に関わる部分の一元的な支援体制として、「成年後見支援センター」を設立
⇒成年後見制度を地域で暮らし続けるための「支援の一つ」と捉え、「相談先の明確化」と「多様な主体が関与する仕組みづくり」を優先して整備すべきだと判断

成年後見制度に関する豊田市での課題 ※当時	成年後見支援センターに付加する機能(課題の解消) ※当時
① 制度利用準備段階における相談先の不十分さ・不明確さ	・相談機能（相談対応、後見の必要性の見立て）
② 申立に係る書類作成における家族の困難さ	・親族申立支援機能 ・市長申立支援
③ 後見人一人では解決できない問題の顕在化	・関係機関連絡調整機能（関係機関とのネットワークの構築・活用、候補者調整） ・後見人支援
④ 後見人の多様な受け皿不足・相談先と後見人とのつなぎ	・法人後見実施機能 ・市民後見人育成機能
⑤ 福祉サービス（在宅）・施設入所等における契約・利用時の身元保証	・センターの存在 ・啓発機能

※当時の資料から抜粋しているため、現行の豊田市成年後見支援センターの機能や豊田市の利用促進に向けた現在の課題と異なることに留意

- 検討作業を「共働の場」とし、センター開設後のネットワークとしても機能させることを想定しておく。
- 行政のたたき台として提示したものに、それが本当に必要か、どうしたら機能するのかなどを専門的な知見から肉付けしてもらいイメージを進めた（How toの議論）。



回数	時期	検討内容	
1	H28.6.3	・豊田市における成年後見制度に関わる現状について共有 ・市において検討した「センター機能（案）」についての協議 ・センターの運営体制（場所、人数等）についての協議	第1回の時点で 各回でどんな議論をするか予め設定
2	H28.7.7	・開設当初の機能における運用レベルについての協議 ・法律相談・専門相談、医療同意・身元引受、終活支援についての協議	
3	H28.8.10	・センター設立に向けた人材育成についての協議 ・センター（案）の承認 ・当初機能の業務内容及び運用手法の承認	
4	H28.10.11	・法人後見受任ガイドラインの協議 ・成年後見制度利用支援事業の見直し協議 ・開設スケジュールの検討	
5	H28.12.21	・各種会議体（受任調整会議など）の整理 ・第4回の議題についての再協議 ・センター機能・体制・運用の最終確認と目標設定の協議 ・周知方法の検討	

11

豊田市成年後見支援センターの体制・事業

1 職員体制

【H29年度】5名

- ・センター長1名（社協・相談支援課長兼務）
- ・主任相談支援員1名
- ・相談支援員3名（うち、社会福祉士1名）

【H30年度】9名

- ・センター長1名（社協・相談支援課長兼務）
- ・副センター長1名
- ・相談支援員4名（うち、社会福祉士2名）
- ・法人後見補助員3名（パートタイマー）

+ アドバイザー弁護士・司法書士・社会福祉士

2 事業概要（H30年度仕様書より）

中核機
関の
役割

① 広報業務

- ・市民以外に、関係機関や専門職向けの啓発を実施

② 相談業務

- ・積極的なアウトリーチによる相談対応

③ 利用促進業務

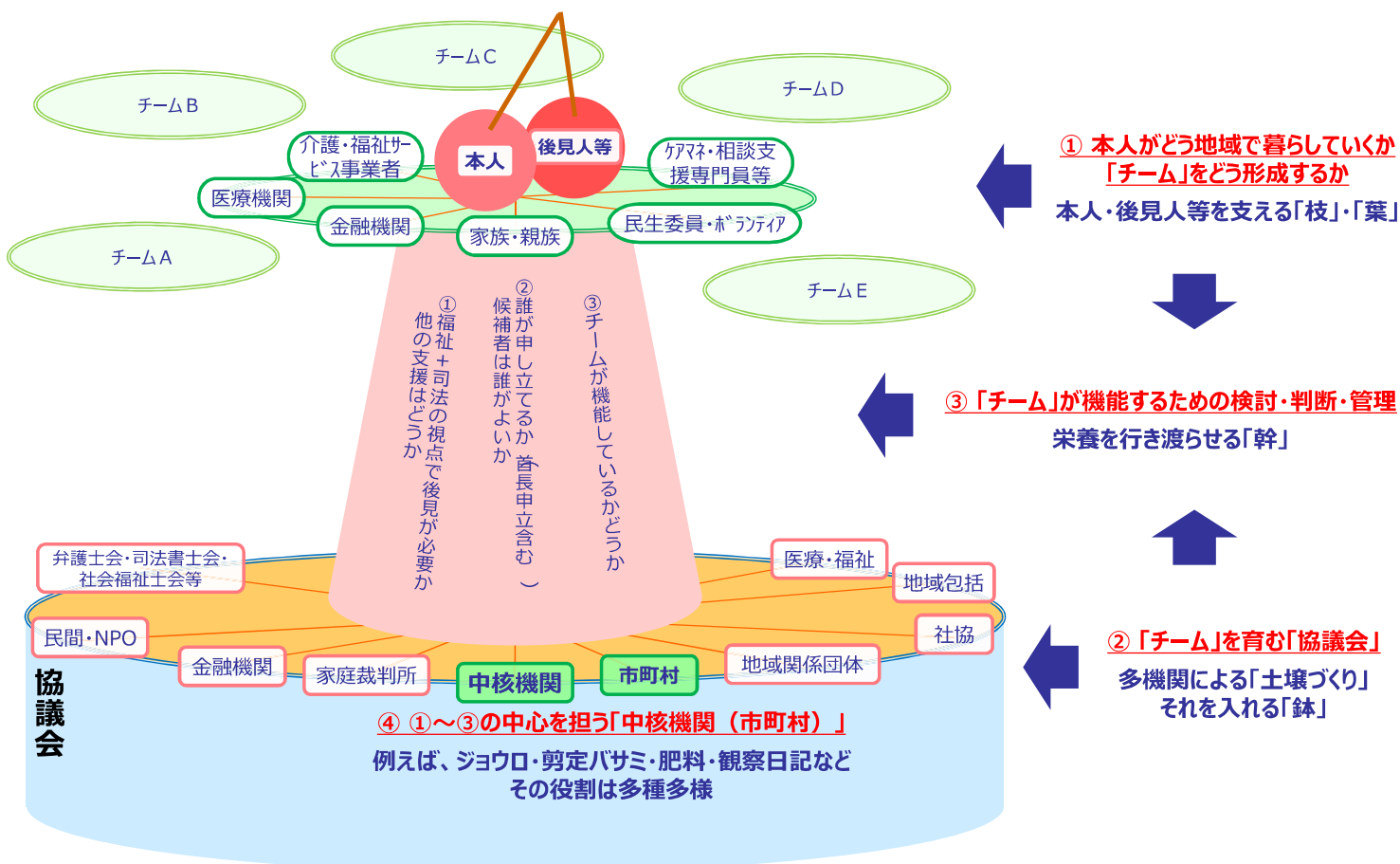
- ・申立支援（本人・親族・市長）
- ・受理面接の動向や調査官調査の立会
- ・候補者調整
- ・市民後見育成検討
- ・関係機関等連絡調整

④ 後見人等支援業務

- ・チーム会議
- ・総合支援

⑤ 法人後見業務





※成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」P.15 図Ⅱ-1をもとに、豊田市安藤にて改変。13

豊田市での中核機関の考え方 ～「後見の植木鉢」の中心を担う役割～

中核機関の役割「ア～ウ」と整備すべき機能等の関係

ア 司令塔機能

どういう社会を目指すのか、どう段階的に機能整備するのか

【目的】判断能力に不安を抱えても、
住み慣れた地域で暮らし続けるために制度が利用できる
【目標】自治体内で、「A～E」の機能が備わること

イ (協議会の)事務局機能

地域の関係者・機関と協力・連携しながら、どう運営していくか、どう体制を確保していくのか

A 広報・啓発

B 相談

C 利用促進

D 後見人支援

E 不正防止

ウ 進行管理機能

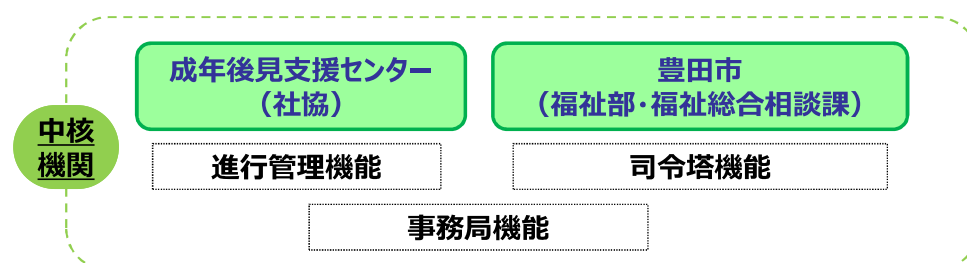
① 福祉＋司法の視点で
後見が必要か
他の支援はどうか

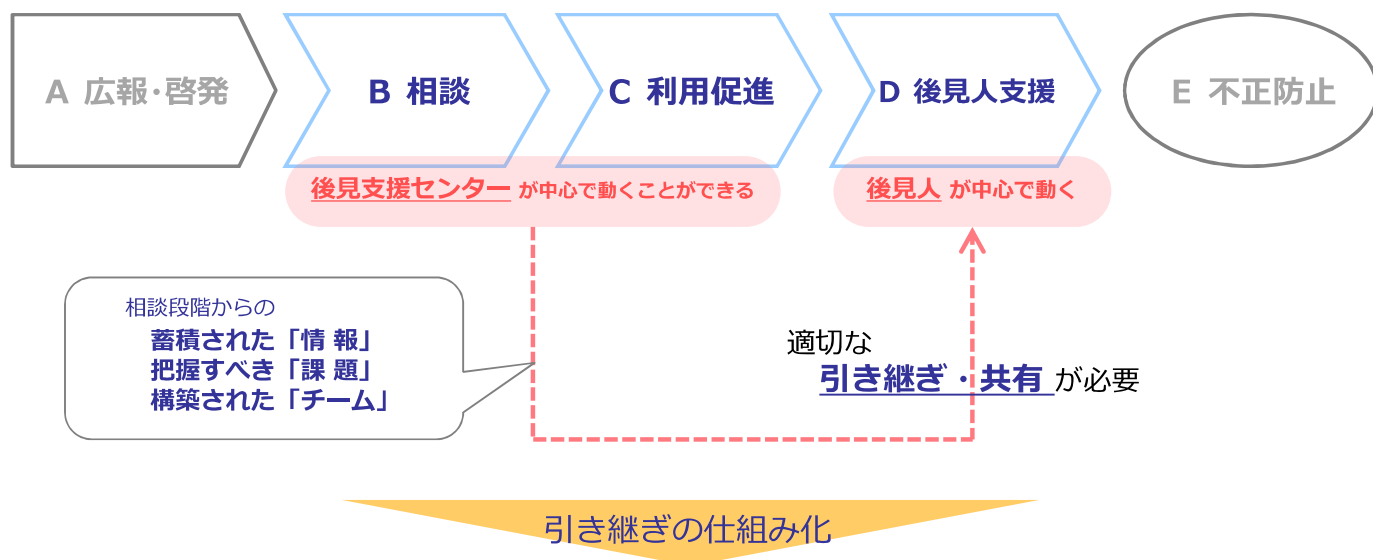
② 誰が申し立てるか
(首長申立含む)
候補者は誰がよいか

③ チームが機能しているかどうか

<豊田市の考え方>

政策的な部分を担う市と現場対応を担うセンターが役割分担して「中核機関」の役割を担う





チーム会議の概要（後見人選任後）

- 【参 加】 成年後見人等、豊田市成年後見支援センター、医療や福祉関係者など
- 【事務局】 豊田市成年後見支援センター
- 【内 容】 センターが相談・申立支援などを実施してきた際に有した情報等を、後見人等に適切に引き継ぐことを目的に、本人を支える関係者を集めるなどして、課題の共有・支援方針の構築・役割分担などを行う。

15

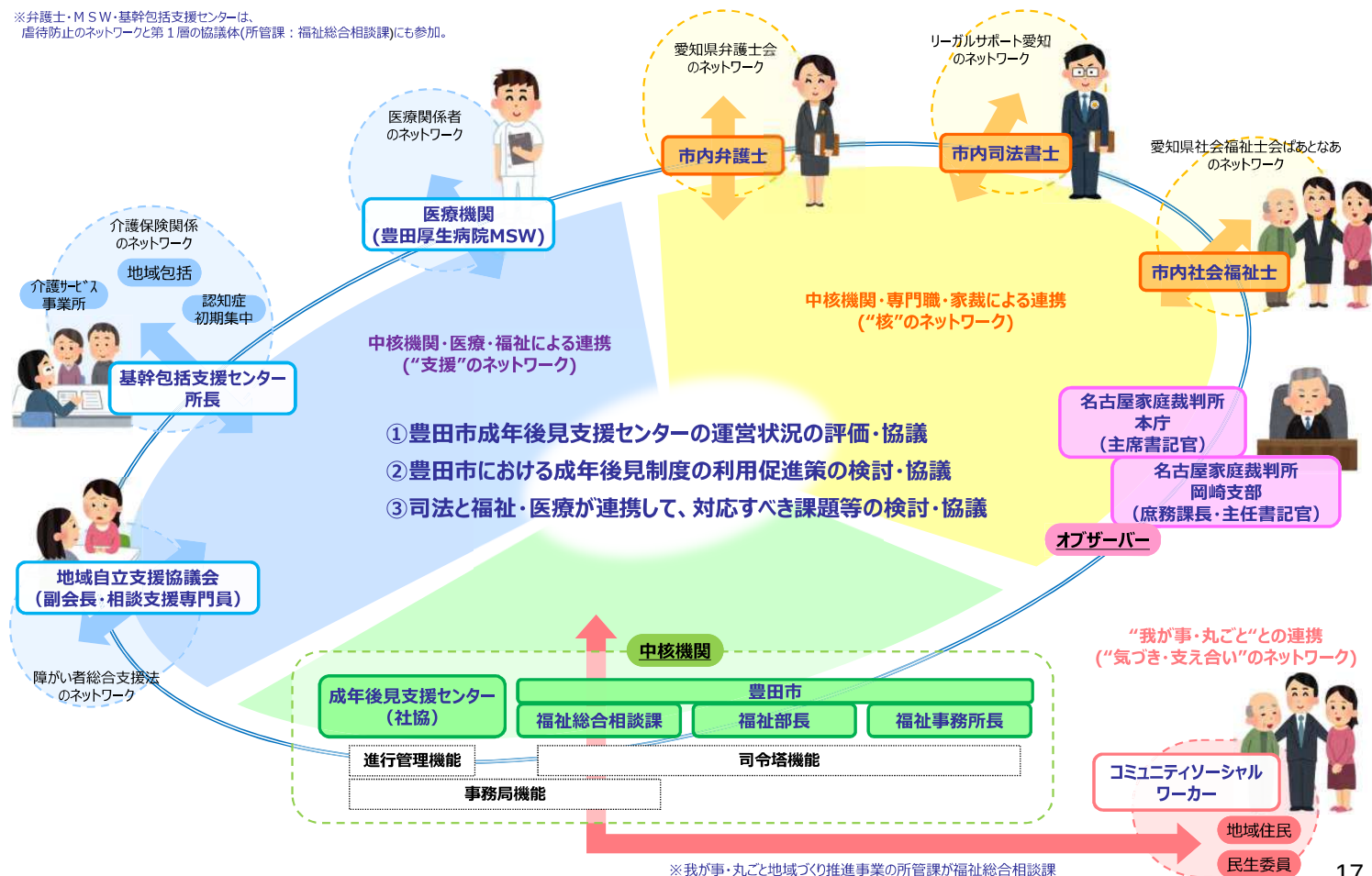
豊田市成年後見・法福連携推進協議会 ～「後見の植木鉢」の図でいう「土壌づくり」・「鉢」～

協議会の概要（H29～、年3回程度）

- 【委 員】 弁護士、司法書士、社会福祉士、基幹包括支援センター所長、地域自立支援協議会副会長、メディカルソーシャルワーカー
- 【オブザーバー】 家庭裁判所
- 【事務局】 豊田市福祉総合相談課、豊田市成年後見支援センター
- 【内 容】
 - ①センターの運営状況の評価・協議
 - ②成年後見制度の利用促進策の検討・協議
 - ③司法と福祉の連携による解消すべき課題等に関する検討・協議



※弁護士・MSW・基幹包括支援センターは、虐待防止のネットワークと第1層の協議体(所管課：福祉総合相談課)にも参加。



17

豊田市成年後見支援センター「定例会」 ～「後見の植木鉢」の図でいう「幹」～

定例会の概要（H29～、月1回程度）

- 【参加者】 弁護士・司法書士・社会福祉士・豊田市福祉総合相談課・豊田市成年後見支援センター
- 【オブザーバー】 家庭裁判所（適宜参加）
- 【事務局】 豊田市成年後見支援センター
- 【内 容】 ①相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認 ②法人後見の適否を含めた候補者調整
③後見人支援の進捗状況や対応の方向性の確認 ④各参加者間での情報交換等



相談件数

年間目標	実績（相談実件数）				
	合計	認知症	知的障がい	精神障がい	その他
100件	296件	173件	25件	33件	65件

目標では相談の20%が申立支援に移行を想定
⇒実績では40%弱が繋がった

申立支援件数

年間目標	実績
20件	115件

遠方の親族でも丁寧にやり取りを実施
⇒制度利用につながっている

法人後見受任件数

年間目標	実績
3件	24件

中山間地などの受け皿が不足
⇒法人後見により制度利用が可能に

中核市等の実績を見て設定した目標値より
どの件数を見ても、大幅に上回る結果に

センターの動き



78歳男性、年金、ひとり暮らし(家族疎遠)、認知症

認知症の進行 ⇒ 近所付き合いで金銭貸借などトラブル
地域包括 ⇒ 支払いができるかどうかかわらず、サービス断念

＜相談＞

○センターが本人と面接し、アセスメント ⇒ 後見の必要性

＜利用促進（申立支援）＞

○親族疎遠であることから、市福祉総合相談課が市長申立
○センターは申し立てに必要な情報整理、診断書作成の受診同行
○預金がなく報酬が見込めないことから、法人後見で調整

＜後見人活動・支援＞

○チーム会議の開催（本人、センター、包括、民生、近隣住民）
【受診支援】センター、包括
【内服管理】カレンダーに貼り付け管理する方法を本人に
【生活費】センターが本人へ手渡す
○家賃、税金、保険料、光熱水費の滞納調査・整理の実施
⇒家計の見直し、確定申告の還付請求、滞納の分割払い
○近所トラブルや徘徊は収まらず、受診や内服管理も・・・
⇒支援方針の再検討
⇒総合事業で、低額のヘルパーとデイサービスの利用

☆デイサービスやヘルパーが楽しみに ⇒ 徘徊の減少
☆ヘルパーやデイ送迎、包括などで内服のカレンダー確認
☆滞納の返済の目途が立つ
⇒将来の施設入所に備えて、介護保険への切り替え
☆絶縁の長男と連絡が取れ、自宅で再開（センター立会い）
⇒不義理を詫言和解。心理的安定を得る。

19

地域共生社会の実現に向けて ～全体像の中での「成年後見支援センター」～

将来
都市像

8次総合計画で「めざす姿」2017～2024

つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた

社会とのつながりの中
で安心して自分らしく
暮らす **市民**

未来を先取る活力
ある **都市**

魅力あふれる多様で
個性豊かな **地域**

3重点施策の1つ「超高齢社会への適応」

めざましい
多世代が様々に交流、共生する地域の中で、年齢や身体の状態、
家庭環境等にかかわらず、社会と関わりを持ちながら、誰もが安心して、
健やかに、自分らしく暮らしている

＜施策の柱＞

安心な暮らしを支える地域包括支援の仕組みの構築

総合相談窓口の設置

身近な地域に設置 し、以下の取組を推進

○複合的な課題を抱える世帯等の **個別支援の充実**
○住民共助の活動を促進する **支え合いの地域づくり**

福祉総合相談課の新設
市と社協の共働運営の窓口

個別支援の充実を図る専門機関としての位置付け

豊田市成年後見支援センター



H30.2.26 地域共生社会フォーラム
(主催：厚生労働省・全国社会福祉協議会)
最優秀賞 を受賞



←プレゼンした取組映像見れます



従来型の成年後見制度を伝える啓発に加え、**地域での暮らし方・働き方の中から伝える啓発も**

21

丸ごとの相談・世帯全体の相談から

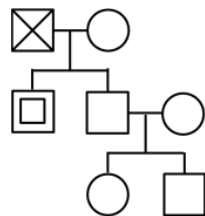
総合相談窓口の設置

福祉総合相談課の新設
市と社協の共働運営の窓口

センターH29相談件数**296件**のうち、
総合相談からつながった・関与した件数**57件**

豊田市成年後見支援センター

地域で暮らし続けるために
成年後見制度の利用へ



【本人】58歳男性、知的障がい（A判定）、アトピー
ゲームが趣味、母親が大好き

【家族】認知症で要介護の母、兄夫婦と同居

母の認知症の進行・本人の支援・子育て
⇒ トリプルケア負担増（兄夫婦はSOS出せず）
本人の意向（おやつの買い物など）
⇒ 兄夫婦に対応してもらえず
⇒ むしろ、本人が母の世話まで手伝うことに

<相談>

- 兄弟間の関係性が悪化したこともあり、市福祉総合相談課が面接訪問
⇒ 母親：要介護5になり、特別養護老人ホームに入所へ
⇒ 本人：相談支援専門員とサービス調整を行うが、兄夫婦の理解得られず
- 本人より「家にいたくない、帰りたくない」との発言が開始した。

<利用促進（申立支援）>

- 事前チーム会議 ⇒ 生活保護を受給しながら、グループホームで生活
- 預金がなく報酬が見込めないことから、法人後見で調整
- 市福祉総合相談課にて、市長申立の実施
⇒ 家庭裁判所と事前に調整や確認を済ませ、早期に審判が下りるように調整

<後見人活動・支援>

- チーム会議の開催
⇒ 財産管理はさほど難しいケースなため、センターは身上監護に注力
⇒ おやつをかうこと、母親と会うこと、受診支援などをメインに対応

☆生活が安定し、心理的安定 ⇒ アトピーの改善もみられた
☆センターがお小遣いを渡し、おやつを買えるように ⇒ 本人の楽しみに
☆母親と定期的に面会できるように調整 ⇒ 親子関係の回復
☆兄夫婦「実は親と弟の面倒をみるのが辛かった」「これで子育てに…」
⇒ 本人も精神的に落ち着いたことから、「お兄ちゃんと会ってもいいな」

成年後見制度を利用したい市民だけでなく、**地域の中で暮らすために必要な方・時に手が届くように**

第135回市町村職員を対象とするセミナー

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」

南会津町成年後見制度利用促進 基本計画策定について

基本目標：誰もが健やかで安心して生活できる環境づくり
成年後見制度の利用促進

平成30年6月19日（火）

福島県 南会津町役場 舘岩総合支所
町民課長補佐(兼)総務係長 橘 一明

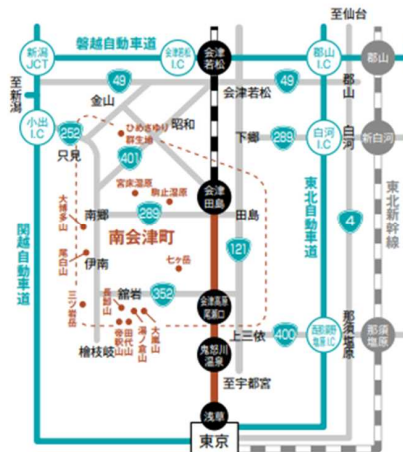
目 次

1. 南会津町の紹介
2. 策定経過の概要
3. 地域連携ネットワークのイメージ
4. 民生委員さんの地域活動支援について
5. 実態調査(アンケート)について
6. 中核機関について

町の観光大使



1. 南会津町の紹介



2018年5月1日時点
世帯数:6,760世帯 人口:15,895人
2017年10月1日時点
65歳以上:6,261人 75歳以上:3,758人
高齢化率38.8% 要支援・要介護認定者数1,209人
認定率19.3% 認知症が疑われる指標判定809名

南会津町にお住いの後見人候補者の状況

弁護士 0人
司法書士会 リーガルサポート登録者 2名
社会福祉士会 ぱあとなあ福島登録者 3名

成年後見制度の利用促進を図りたい

※追加資料

○体制整備 中核機関の設置 基本計画の策定 審議会の設置

1. 既に、成年後見センターを起動させている。

↳基本計画を策定する。

- | | | | |
|------------------|----------------|----------------|-----------------|
| ①釧路市権利擁護成年後見センター | ②弘前市成年後見支援センター | ③仙台市成年後見総合センター | ④新発田市成年後見センター |
| ⑤川口市成年後見センター | ⑥成年後見センターふじみ | ⑦品川成年後見センター | ⑧新宿区成年後見センター |
| ⑨ちよだ成年後見センター | ⑩荒川区社会福祉協議会 | ⑪葛飾区成年後見センター | ⑫かながわ成年後見推進センター |
| ⑬上伊那成年後見センター | ⑭京都市成年後見支援センター | ⑮大阪後見支援センター | ⑯姫路市成年後見支援センター |
| ⑰人吉球磨成年後見センター | ⑱北九州成年後見センター | | |

2. 今後、国基本計画や市町村基本計画により推進を図る。

↳成年後見センター等との連携を進めて行く。

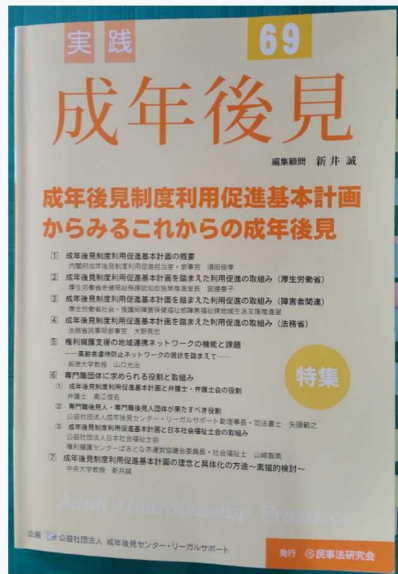
2. 策定経過の概要

時期／項目	策定に係る活動
平成26年度	①南会津町社会福祉協議会職員が市民後見人講座に参加 ②町社協が法人後見の視察調査等
平成27年度	①町社協が法人後見人を開始（町長申立ての後見人候補者となり10月に初受任） ②町職員と町社協職員が市民後見人講座参加（品川成年後見センター所長 齋藤修一氏に会う）
平成28年度	①健康福祉プランナー養成塾（中央大学 新井誠先生、地域社会振興財団理事長 大石利雄氏） ②認知症早期発見支援事業（齋藤修一氏：南会津町成年後見センター基本構想）

福島県社会福祉協議会 平成27年度成年後見制度市民後見人養成講座カリキュラム					
会場：白河市立図書館 白河市道場小路96番地 1階中会議室1					
1. 基礎研修【6日間11コース+レポート 21時間】					
期日		研修テーマ	時間	講師	内容
1日	9/24 (木)	開講式	13:00-13:30	あいさつ 福島県社会福祉協議会 地域福祉課長 関 理男 氏	・あいさつ終了後にオリエンテーション
		1 成年後見制度の概要(全体像)	13:30-15:30	東北福祉大学 総合マネジメント学部 准教授 菅原 好秀 氏	・成年後見制度の特徴 ・法定後見と任意後見 ・後見報酬
2日	9/30 (水)	2 法定後見の概要 (申立手続き含む)	10:30-12:30	福島県家庭裁判所白河支部 庶務課長兼主任書記官 石川 等 氏	・法定後見の理解 ・法定後見の手続き
		3 任意後見の概要 (契約書作成含む)	13:30-15:30	白河公証役場 公証人 菅谷 久男 氏	・家庭裁判所の役割 ・任意後見の理解 ・任意後見契約から終了 ・登記(公証役場の役割)
	10/7 (水)	4 成年後見制度の実務 (実践事例から)	10:30-12:00 13:00-15:30	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長 斎藤 修一 氏	・後見人としての業務と役割を理解 ・後見業務の事例による理解 ・受講者からの質疑応答
4日	10/14 (水)	5 成年後見業務の倫理	10:30-12:30	福島介護福祉専門学校 教員 松本 智一 氏	・後見倫理 ・個人情報保護 ・権利保護とは
		6 成年後見に係る民法の基礎	13:30-15:30	新白河法律事務所 通称 聖史(特2)氏	・支援のための法律基礎知識(代理・契約・相続等)
5日	10/20 (火)	7 高齢者に対する理解	10:30-12:30	社会福祉法人 東白川福祉会 特別養護老人ホーム芳賀園 施設長 菅原 俊博 氏	・制度と認知症について学ぶ ・支援に際しての基本的態度や留意点を学ぶ
		8 知的障がい者に対する理解	13:30-14:30	社会福祉法人 教人会 相談支援事業所 白河ひびつし学園 相談支援アドバイザー 鈴木 仁 氏	・制度と知的障がいについて学ぶ ・支援に際しての基本的態度や留意点を学ぶ
		9 精神障がい者に対する理解	14:30-15:30	社会福祉法人 こころん 施設長 熊田 芳江 氏	・制度と精神障がいについて学ぶ ・支援に際しての基本的態度や留意点を学ぶ
6日	10/28 (水)	10 福島県における福祉施策の状況	10:30-11:30	福島県南保健福祉事務所 保健福祉部長 上田 紀夫 氏 生活保護課長 田家 善紀 氏	・高齢者施策の状況 ・障害者施策の状況 ・生活保護施策の状況
		11 成年後見関連制度	12:30-14:00	福島県社会福祉協議会日常生活自立支援 事業所 契約締結審査会 司法書士 野内 光之 氏	・成年後見終了後の事務 ・成年後見終了後の事務 ・日常生活自立支援事業
		閉講式	14:10-14:30	福島県社会福祉協議会挨拶 認定特定非営利法人ふくしま成年後見セン ター挨拶	
		終了考査	14:40-15:30	認定特定非営利法人ふくしま成年後見 センター	希望者
2. レポート作成【受講期間中に提出 0.5時間】					
				レポート作成	あなたにとっての市民後見人像(1200字程度)

2. 策定経過の概要

時期／項目	策定に係る活動
平成29年度	地域社会振興財団 長寿社会づくりソフト事業費交付金による 認知症早期発見支援事業（基本計画と法人後見業務・町長申立てマニュアルの策定に着手）
6月30日～ 11月16日	実態調査（アンケート）165客体に調査 後見類型95名、保佐104名、補助190名
7月13日	東北ブロック成年後見制度利用促進基本計画の説明会 （内閣府企画官 小林明生氏に会う）
8月25日	特活）ふくしま成年後見センター主催 成年後見制度と市民後見人セミナー （新潟医療福祉大学 山口智先生に会う）
10月24日	福島家庭裁判所郡山支部 後見関係機関担当者との事務打合せの意見交換会（専門職団体等）
12月1日～ 30年1月15日	法人後見業務監督審査会へ骨子案を送付しご意見を頂戴しました
1月18日～19日	品川成年後見センター・内閣府・中央大学 新井誠先生を訪問させていただきました
1月26日～2月27日	意見公募手続制度（パブリックコメント）を実施し、ご意見を反映
2月7日	町社協成年後見制度法人後見業務監督審査会（合議制の機関）
3月2日	南会津町議会議員懇談会にて説明 3月23日決裁



日本障害法学会編
障 害 法
創刊号 (2017年11月)

設立の辞	西野 正輝	1
日本障害法学会設立の経緯	東 俊樹	4
障害法とは何か	西野 正輝	9
「新たな社会法」としての障害法	浅倉 むつ子	33
障害を理由とする雇用差別禁止の法的課題	新井 誠	51
成年後見制度利用促進法の施行と成年後見制度の展望	川島 聡	77
転換期の障害法	池原 毅和	97
障害法をめぐるいくつかの基礎的論点	シンボジウム変換	117
公算論文	色澤 豊	127
情報へのアクセスに対する社会的障壁と著作権制度	西田 玲子	143
合理的配慮に「配転」は含まれるのか？		
学会記事		



5. 今後の施策の目標項目 ※1

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - (a) 利用者に寄り添った運用
 - (b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - (a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備
 - ア) 設置の区域 イ) 設置の主体 ウ) 運営の主体
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - (a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

※1 新井誠 (中央大学) 障害法第1号 (2017年)

「成年後見制度利用促進法の施行と成年後見制度の展望」61～64頁

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

	今後の施策の目標項目	町の施策目標
(a) 利用 者に 寄り 添っ た運 用	○成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。	町民を対象に理解のすそ野を広げていく取組みを続けることが必要で、金融機関等のOBやOGの活用、あるいは広域的（県社協の市民後見講座や圏域連携など）に考えることも必要と思われます。 また、身上保護・支援・ケアの部分は身近な方ほど適切な対応につながりやすくその可能性が高く、専門職には必要なタイミングにワンポイント登場して頂くことも有効と考えます。 市民後見人等の養成講座等において、財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取りその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用を図ります。 専門職団体等の支援も受けながら、南会津町社会福祉協議会が「南会津町成年後見センター」を運営することで、現在行っている業務や人材等を活用し身上保護の側面を昇華させていきます。

情報収集

「市町村 権利擁護・成年後見推進センター構想」への提案

ー地域を基盤とした権利擁護の推進にむけてー

平成25年度かながわ権利擁護相談センター課題検討会報告書 平成26年3月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター あしすと

後見人等候補者の養成に係る検討会報告書 平成25年3月 東京都福祉保健局

平成28年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

成年後見制度利用促進・市民後見事業に関する全国調査報告書

（成年後見制度の普及・利用促進を推進するための市区町村による広域連携の取組に関する調査研究事業報告書）

平成29年3月特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

平成21年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）事業

市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会平成21年度報告書

平成22年3月市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会

日本成年後見法学会

策定の背景

平成30年度から南会津町社会福祉協議会に「南会津町成年後見センター」の運営委託を進めるため、基本計画と附属する「法人後見業務マニュアル」と「町長申立てマニュアル」が必要と考えました。

町社協は、27年度から法人後見を始め、これまでに4件を受任しており、町長申立ての際には社協の法人後見を後見人候補者としています。

年度	対象者	後見人候補者	選任された後見人
平成26年度	Aさん	—	弁護士
平成27年度	Bさん	—	司法書士
	Cさん	社協（法人後見）	社協（法人後見）
平成28年度	Dさん	社協（法人後見）	社協（法人後見）
	Eさん	社協（法人後見）	司法書士
平成29年度	Fさん	社協（法人後見）	社協（法人後見）
	Gさん	専門職	弁護士
	Hさん	社協（法人後見）	社協（法人後見）

町の組織と策定環境

策定にあたる社会福祉係は、高齢者福祉・障害者福祉・生活保護と生活困窮相談・民生委員も担当し、介護保険こそ隣の係ですが、町社協と地域包括支援センターの事務所が道路向かいにあり、ワンストップでサービスが可能です。家庭裁判所の出張所も庁舎の裏にあります。

29年度は、「高齢者保健福祉計画・介護保険計画」、「障がい者計画」、「障害福祉計画」が改訂年度でした。

健康福祉課	社会福祉係	高齢者・障がい者等の福祉、生活保護、民生児童委員、社会福祉施設の管理運営、日本赤十字社、精神保健
	子育て支援係	児童・発達支援・ひとり親家庭等の福祉、保育所、学童保育
	介護保険係	被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護（支援）の認定審査、保険給付、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、在宅介護相談
	健康増進係	保健衛生指導及び疾病予防、各種健康診査、母子保健、成人保健、予防接種、栄養改善指導

南会津町成年後見センター



成年後見制度の利用促進が必要な潜在者について

基本計画では165客体に調査しました。精度は高いものの後見類型95名、保佐104名、補助190名と数値化できました。ちなみに人口は16,045人です。

金融機関 介護・老人・福祉施設 福祉用品取扱い所
県の出先機関(保健福祉事務所) 民生委員・児童委員
介護支援専門員・有資格者 障害者相談支援センター
病院相談員 地域包括支援センター 医療機関
福島家裁郡山支部意見交換会出席の専門職等組織

成年後見制度の利用率

人口の１％程度が利用するのが世界の標準

新井誠教授は、「国際的にみると、成年後見制度の利用率は総人口の約１％に相当するといわれている。ドイツでは8,100万の人口に対して約100万人が利用している。わが国は世界一の高齢社会であり、成年後見制度の潜在的利用者は、総人口の１％を優に超えるであろう」

※（新井誠「成年後見制度の理念と実際」『法学セミナー』575号、2002.11、p.44）

品川区の概況と制度の利用者

- ① 総人口371,907人
- ② ひとり暮らし高齢者8,315人（民生委員調査）
- ③ 65歳以上の高齢者数77,786人
高齢化率20.92（H26.10.1）
- ④ 知的障害者数1,685人
精神障害者数1,629人（H26.4.1手帳交付）
- ⑤ 後見ニーズ 約1万人超

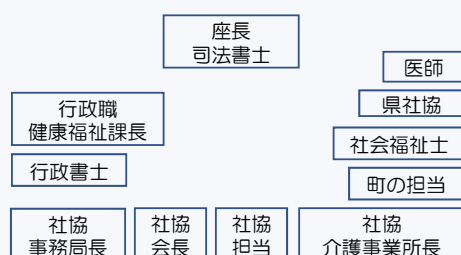
品川区 $10,000 \div 371,907 \text{人} = 2.7\%$

南会津町 $16,045 \text{人} \times 2.7\% = 433 \text{人}$

※齋藤修一氏の資料

合議制の機関

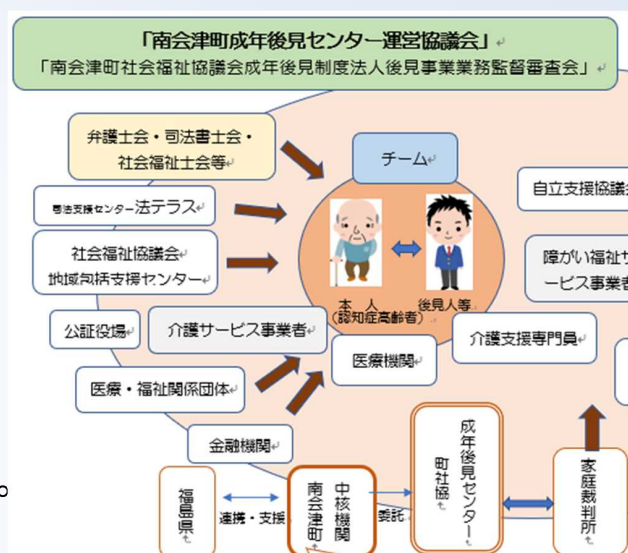
基本計画は社協の法人後見業務監督審査会を合議制の機関として計画の審査等をお願いし、審査会では後見人の養成・センターの業務内容、又は計画に掲げた課題と取組みの方向性についてご意見を頂戴することができました。



地域連携ネットワークの実践を念頭に

法人後見業務マニュアルと町長申立てマニュアルを策定するうえでは、専門的でさらに技術的な部分が多く、法テラスの弁護士先生や大学の研究職、福島家庭裁判所、品川成年後見センター様に素案の校正にご協力をいただくなど基本計画の眼目である

「地域連携ネットワーク」のイメージをより強くし、実践的な協力を得ることができました。



福島家庭裁判所・郡山支部の意見交換会

各専門職団体等が一堂に会した、福島家庭裁判所・郡山支部の意見交換会も大変参考になり、町が行う中核機関の事業や成年後見センターが運営する業務との連携内容を確認することができました。

連携団体	広報活動	相談業務	研修	講師派遣	人材育成
福島県弁護士会	必要に応じて連携について協議させていただきます。				
リーガルサポート	○	○		○	
ばあとなあ	○	○	○	○	○
コスモス	○	○	○	○	○
郡山権利擁護センター				○	○
ふくしま成年後見センター		○	○	○	○

策定を推進するその他の要因

この流れで進めるきっかけとなりましたのは、28年11月と12月に、品川成年後見センターの齋藤修一所長（29年8月ご逝去）にご来町いただき、南会津町成年後見センター構想の薫陶を受けたことによります。

心から感謝を申し上げます。

南会津町成年後見センター（基本構想）

1. 南会津町成年後見センター（仮称）の必要性

高齢社会の進行に伴う認知症高齢者の増加や、障がい者施策における障がい者の地域移行の推進など、地域社会の中で権利擁護支援を必要とする人が年々増加してきています。

国では、平成12年に介護保険法の施行に合わせ、判断能力が不十分な高齢者に対し、財産管理や身上監護を行う成年後見制度をスタートさせました。

障がい者の制度においても、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）において、成年後見制度の利用促進を掲げ、権利擁護支援を進めてきています。

南会津町においても、急速な高齢化の進行に伴う認知症の独居高齢者や高齢者のみの夫婦の増加、障がい者の地域生活への移行の進行に伴い、深刻な生活課題が顕在化してくるとともに、困難性が高くなって初めて権利擁護支援の必要性が把握されることが多くなっています。

成年後見センターの関係法令

【高齢者関係】

- ・老人福祉法32条の2

- ・介護保険法115条の45→地域支援事業実施要綱

【障がい者関係】

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条

2. 南会津町成年後見センター（仮称）の業務について

（1）成年後見センター事業の概要

判断能力が不十分な高齢者・知的障がい者・精神障がい者やその家族等に対し、成年後見制度をはじめとする制度等の紹介や利用支援などの業務を行い、権利侵害の防止を図ります。

また、成年後見制度の担い手として期待される市民後見人の育成と活用を行い、住民参加型の権利擁護体制の構築と強化を図ります。

そして、南会津町の成年後見制度の身近な専門相談機関として普及啓発を行い、制度の利用促進を図ります。

（2）事業内容

◎委託事業

I 相談支援事業

- ① 成年後見制度に関する相談
- ② 成年後見制度に関する情報提供

- ・窓口、電話による相談

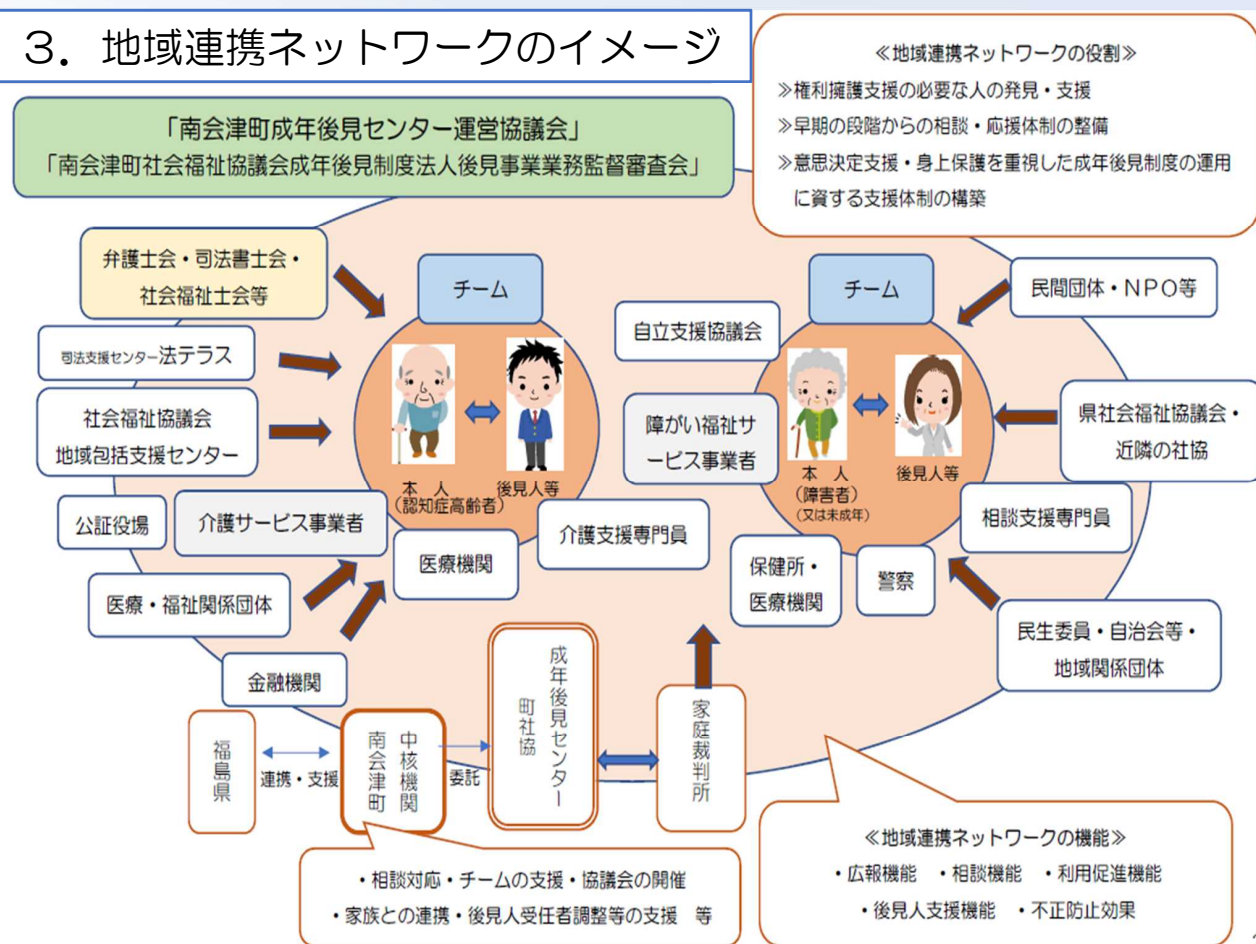
相談受付時間 月～金 8:45～17:15

※土・日・祝日、年末年始は休日

- ・専門家（弁護士・司法書士）による相談

随時予約制とし、電話等で予約を受け付け

3. 地域連携ネットワークのイメージ



20

4. 民生委員さんの地域活動支援について

◆平成28年度の認知症早期発見支援事業の実施内容（地域社会振興財団の助成事業）

①相談窓口設置

認知症対応「グループホーム花南会津」管理者、認知症の人と家族の会南会津支部代表と毎回2名の認知症サポーター（田島地区の民生委員）により開設しました。

6月に調整会議、7月6日から11月30日までに22回の相談日を開設しました。

7名の方が相談され、それぞれの方が連携の必要な関係機関につながりました。

②研修会「成年後見人制度の利用について」

講師に品川成年後見センター所長齋藤修一氏を招聘し研修を受けました。

認知症高齢者等の増加により、南会津町地域包括支援センターが担う業務が増加しています。町では、認知症高齢者や障害者などで判断能力がない方の権利を擁護する事業（権利擁護センター）の設置に向けた取組の検討を進めます。

③認知症サポーター養成講座

町内の民生委員99名と関係者14名・小学校2校31名の合計144名のサポーターを養成し、オレンジリングを授与しました。

④公開講座

仙台白百合女子大学 大坂純教授による「認知症における医療と介護の連携について」講座を進めることができました。

⑤普及啓発資料制作

南会津町版認知症ケアパスの制作 300部

認知症普及啓発DVD150枚（認知症介護研究・研修仙台センターの動画で学ぶ認知症「知ってなるほど塾」を収録）

4. 民生委員さんの地域活動支援について 相談窓口設置



ものわすれ相談会に来られたおばあちゃん（本人）・おじいちゃん（本人）

4. 民生委員さんの地域活動支援について ミニ講座



午後はミニ講座で、
ヨガ有酸素運動
理学療法士さんの介護の工夫
栄養士の食事指導

4. 民生委員さんの地域活動支援について 研修会（構想の樹立に向けて）



民生委員さん向けの講座
品川成年後見センター桑谷係長と安藤さんにご講演いただきました。

地域連携ネットワークの機能
「広報機能・相談機能・利用促進機能・後見人支援機能・不正防止効果等」
（中核機関や成年後見センターの前進）



4. 民生委員さんの地域活動支援について 小学生の認知症サポーター養成講座



↑ランドセルにオレンジリングが付けられました。

↓ 高齢者疑似体験の様子



5. 実態調査(アンケート)について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素よりご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、国では、平成29年3月24日、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号、以下「促進法」という。）に基づく、成年後見制度利用促進計画（以下、「基本計画」という。）を閣議決定し、本計画に基づき、関係各省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととしております。促進法第23条第1項において、市町村は基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。これらのことから、南会津町の計画策定に際して関係各位からご意見を頂戴し盛り込みたいと考えておりますので、アンケートにご協力くださるようお願いいたします。

【民生委員児童委員】

お住いの地域における支援が必要な方に対する権利擁護の必要性について

1. 認知症又は障害等により権利擁護が必要と思われる件数について

※後見一判断能力が欠けているのが通常の状態の方・・・（名）

※保佐一判断能力が著しく不十分な方・・・（名）

※補助一判断能力が不十分な方・・・（名）

2. 被成年後見人（後見人がついている方）、を知っていますか？

いない ・ いる （名）

3. 成年後見の制度内容をご存知ですか？

知らない ・ 知っている ・ 機会があれば学びたい

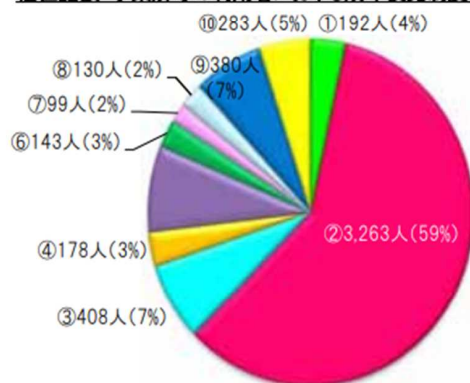
4. 権利擁護に関して期待すること

5. 実態調査(アンケート)について

■成年後見制度の活用に対する潜在的ニーズは5,653人。

- 社会福祉施設・事業所等の利用者で成年後見制度の利用が必要と考えられる利用者は5,520人。
- 日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度への移行が必要と考えられる利用者は133人。
- 合わせると5,653人の利用者が成年後見制度の利用が必要と考えられる。

福祉施設・事業所等の利用者における成年後見制度利用の必要性



成年後見制度の活用
に対する潜在的ニ
ーズ
= **5,520人**

成年後見制度に関する実態把握調査結果

平成25年11月

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

- ①本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまとわれている。
- ②本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。
- ③本人の判断能力が不十分であり、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。
- ④本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある。
- ⑤本人の判断能力が不十分であるため、④以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又は疑いがある。
- ⑥本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。
- ⑦本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(おおよそ1,000万円以上)である。
- ⑧税金や施設利用料・その他借金を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。
- ⑨本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。
- ⑩その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。

5. 実態調査(アンケート)について

- 実態把握調査の記述回答で寄せられた50件の意見

権利擁護が必要な方の発見と対応、申立ての手続き、制度の理解、周知と広報等、後見人養成とその資質、代理行為等の事項、相談の窓口、後見等の類型、学びや研修等、任意後見制度、不正防止について意見がありました。

- 意見を集約すると、①相談窓口について、②わかりやすい制度の説明や利用方法等周知、③後見人は誰でもなれるのか、④後見人の仕事内容を適切にチェックする必要があるといった課題に分類できます。
- これらの課題は、成年後見制度利用促進会議において議論がなされ、優先して整備すべき機能等に掲げられている内容であり、この計画で町は今後の施策の目標項目において、これらの課題に対する方向性・実施手法について記述しています。

6. 中核機関について

- ア) 設置の区域
- 様々な支援に加えて政策的な提言に及ぶなど中核機関は重要な役割となるため南会津町を区域とし町が担います。
- 一方、設置後の運営状況によっては、近隣の町村からの要請に対する情報提供や支援手法の提供も実施に向けた検討を行います。
- 後見人等が必要な方の申立てが支部管轄を越えることや後見人が広域的な選任を受けることもあり、柔軟な実施体制による検討を図ります。

6. 中核機関について

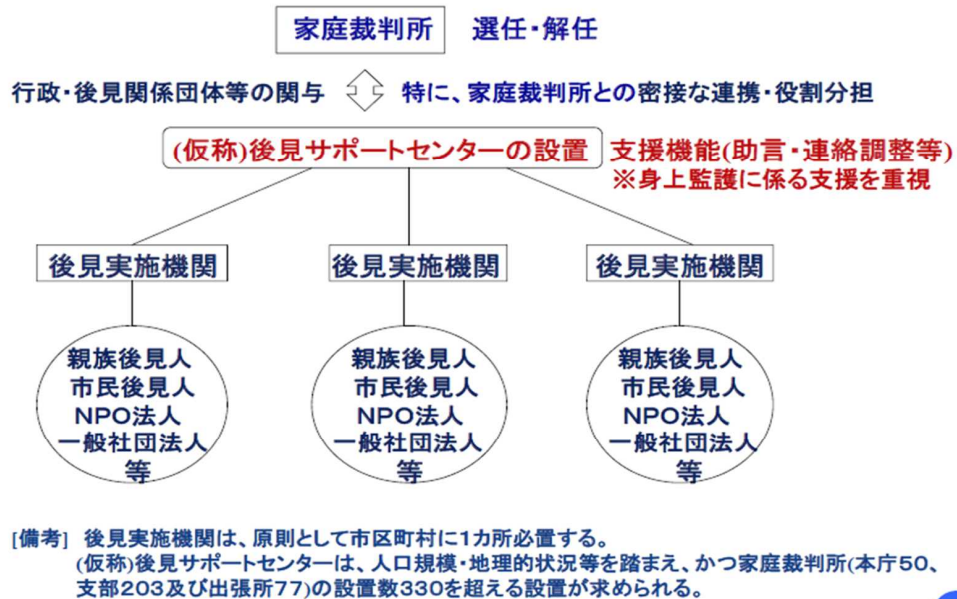
- ・イ) 設置の主体
- ・権利擁護に関する多くの情報を持つ町が中核機関を担うことで、社会資源の連携と調整を図り効率的に運営することが可能と考えられます。
- ・成年後見センターの設置は、町が町社協に委託を行うことで実施し、地域連携ネットワークの組織「南会津町成年後見センター運営協議会」の中で、「南会津町社会福祉協議会成年後見制度法人後見事業」「同業務監督審査会」の機能と併用し適正な利用促進を図っていきます。

6. 中核機関について

- ・ウ) 運営の主体
- ・中核機関の運営主体は町の直営方式によります。
- ・平成30年度から南会津町は、成年後見センターを町社協に委託する計画を進めております。
- ・町社協が市民後見人等の監督を行えるようノウハウを向上させるほか、近隣の市町村の協議検討により、（仮称）後見サポートセンターの設置による支援機能（助言・連絡調整等）の活用をすることで身上保護に係る支援の重視を図ります。

6. 中核機関について

参照 新たな監督法人のイメージ図



5

※2 第1回不正防止策ワーキング・グループ用 品川成年後見センター所長 齋藤 修一 氏 資料

議事録

◇成年後見制度利用促進委員会

第1回議事録 24頁の齋藤委員の発言

今度は本格的に、いわゆる需要、供給を考える際には、例えば現行での介護認定審査会あるいは障害支援区分で、地域の認知症高齢者や障害者についての様々な情報が入ってくるわけですから、そこで要後見の有無、すなわち後見を必要とするか否かを審査することによって実態的に把握でき、地域でこういった人についての支え手を生み出せるか、生み出せないか。足りないとすれば、地域の中でどう人材養成を育成・活用していくかというプランを立ててもらうという意味で、既存の審査会などについて新たな要後見の項目などを入れられるかなども是非この機会に検討していければと思っています。

議事録

◇成年後見制度利用促進委員会

第1回議事録 34頁の新井委員の発言

齋藤委員がおっしゃった、要介護認定の情報を裁判所と共有する、これは私も大賛成であり、諸外国では既にそういうことをやっているのです。

これは介護認定だけではなくて、障害者のいろいろな情報を福祉行政が持っているわけですので、それを裁判所と協力して、ある国などでは福祉行政がソーシャルレポートというものを作って裁判所に提出するのです。日本の裁判所の鑑定というと、非常に簡単な、チェックをつけるだけですけれども、諸外国では福祉行政が作成したソーシャルレポートに基づいて、非常にきめの細かい調査ができるというあたりも参考になるのではないのでしょうか。

◇障害者福祉担当 加藤勝裕主事の実務上の見解

障がい福祉の分野では、介護者の高齢化やそれに伴い親がいなくなった後の援護・支援をどうしていくかが課題の1つとなっています。

そのため支援区分の審査会の場で、後見等の項目が取り入れられるようになれば、親亡き後の支援としても有効だと考えます。

しかし、審査会の中に成年後見の項目を取り入れる場合、対象者が増えることが予想されます。事務手続きや調査項目も多く、申請から区分認定までには、1か月近くの時間も要すことからその間の支援が課題になると思います。現行の支援区分制度に取り入れるには改善の検討も必要だと思います。

◇介護保険担当 木村真理子主任保健技査の実務上の見解

介護認定審査会は、介護認定区分を決めるための審議をする会であり、会で成年後見の有無を決めることはできません。

成年後見の必要性の有無を何をもって（項目）判断するのかによるが、現の介護認定調査項目や主治医意見書項目から把握することは可能と考えます。ただし、介護申請時に個人情報提供同意を取っているが、介護計画作成時に限られており、個別的に把握するのであれば別に同意が必要と思われます。（統計的に把握するのであれば必要もないが）

介護認定調査項目に特別調査項目（別用紙）を設けることはできると思います。

成年後見の必要性がどの位認知されているのか疑問があり、親族の金銭管理は行って問題ない考える人も多く、金融機関でも親族の取引きであれば払い戻しを可能としているときもある。

どの程度の認知機能になれば、成年後見制度の対象となるのか、広く住民・介護・障害者事業所、金融機関等に周知することが重要だと思われます。

参考資料

志木市成年後見制度利用促進基本計画

実行計画

● 施策内容と推進体制

基本目標	役割・連携協力			
	市民・地域	行政	司法	民間・企業
1-1 地域連携ネットワークの構築（市民・地域、家庭裁判所、民間等との連携）	○	◎	○	○
1-2 実施体制の整備等（審議会、中核機関、（仮称）後見ネットワークセンター、協議会、チーム）		◎		◎
1-3 市民後見人の養成と担い手の確保	◎	◎	◎	○

（◎は役割、○は連携協力、行政は市）

1-1 地域連携ネットワークの構築

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間・企業の三者が一体的に連携・協力し支援を行う公的支援システムとして、地域連携ネットワークの体制を構築します。

地域連携ネットワークでは、既存の保健・医療・福祉の支援ネットワークを活かすとともに、新たに、家庭裁判所や専門3士会等の司法との連携により成年後見制度における支援の仕組みをつくりまします。

▶ 地域連携ネットワークで期待される関係者等の役割と連携

行政、家庭裁判所のほか、民間・企業として、市民の成年後見制度の利用について、後見に関する専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）には、直接相談や支援を担うなどの役割があります。また、異なる専門職（医療機関、介護専門職、相談支援専門員、サービス事業者等）においても、日常的な業務から制度利用が必要な人を発見しつつ役割等が期待されます。

市民・地域として、地域活動を行う民生委員、町内会等とともに、民間・企業（電気・水道事業者・新聞事業者・金融機関・店舗等）においても、地域での日常の見守りや気づきから利用支援の窓口へつなぐ役割が期待されます。

このような既存の各分野や地域の活動を生かし、新たな有機的連携により、支援の必要な市民に対する制度利用の体制を整備します。

主要な取組	要援護高齢者支援ネットワーク会議、保健・医療・介護・福祉による自立支援・重症化防止の連携、医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、関係機関・専門職との協議等	推進担当課	長寿応援課、福祉課、子ども家庭課、健康増進センター
-------	--	-------	---------------------------

MEMO

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 創刊号

1. ニュースレター発刊にあたって

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室長 須田 俊孝

平成 30 年 4 月より、厚生労働省社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室」が設置され、初代室長に任命されました。

約 2 年前の平成 28 年 5 月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行に伴い内閣府に担当室が設置され、一昨年夏以降、私は内閣府において「成年後見制度利用促進基本計画」の策定

(H29.3.24 閣議決定) や、成年被後見人等の欠格条項見直し法案の立案等に携わってきました。基本計画推進等の業務について、厚生労働省としてしっかりと引き継ぎ、推進してまいります。

(同時に、今国会における法案成立に向け、内閣府職員としても尽力します。)

認知症高齢者・知的障害者等、判断能力が十分でない方々の日常生活・財産管理を社会全体で支え合うことは高齢社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です(促進法第 1 条)。国の基本計画は、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる体制整備を進める計画です。また同時に、基本計画は、判断能力が十分でない方の権利擁護・意思決定支援を地域で推進することを重視しています。施策推進のキーワードを例示すると、地域における保健・福祉・医療等のネットワークと司法のネットワークとの協働、判断能力が十分でない方とその支援者が孤立しないチーム対

➤ 本号の掲載内容

1. ニュースレター発刊にあたって
2. よくある Q & A 「中核機関とは何ですか？」
3. 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が公表されました

➤ 今後の予定

6 月 19 日(火)13 時～16 時 50 分 厚生労働省講堂

「市町村職員を対象とするセミナー」

☆5 月中旬より受付開始。申込方法等、詳細は次号でご案内します。

応、専門職の協力体制を確保する「協議会」と家庭裁判所を含めた関係者の連携を確保する「中核機関」の設置、といったところでしょうか。

平成 30 年度は、地方交付税による財政的裏付けも得て、地域で権利擁護支援を必要としている方々や、そうした方々を第一線で支えておられる関係者のエンパワーメントが可能となるような、司法と福祉等にまたがる連携と協働の仕組みづくりを加速できればと考えています。各地における家庭裁判所や専門職団体等の動きも踏まえつつ、国レベルでも、最高裁判所、法務省、総務省等としっかり連携し、また、高齢者の地域包括ケア、障害者の地域生活支援、そして地域共生社会実現に向けた取組といった動きと連動して、各地域の施策推進に必要なノウハウの提供等、室を挙げて取り組みたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせのなかから、よくあるものについてご紹介します。



中核機関とは何ですか？

平成 30 年 4 月 13 日に「市町村における成年後見制度利用促進計画策定及び中核機関の設置運営等について（情報提供）」の事務連絡が出されました。ここに出てくる「中核機関」とは何ですか？

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」（基本計画 P11）のことです。「地域における連携・対応強化の推進役としての役割」（基本計画 P11）を担います。専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート（基本計画 P11）を行います。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク？

基本計画では、「全国どこに住んでいても、制度を利用できるような地域体制の構築」「成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する」（基本計画 P4）とされています。

例えば、判断能力の低下からセルフ・ネグレクト状態になっているにも関わらず放置されている実態や、経済搾取や消費者被害に遭っているにも関わらず、適切に成年後見制度が活用されていない実態があることがわかりました。

また、成年後見人等を受任できる受け皿が足りない（ない）地域があることもわかりました。

制度活用をしているご本人やご本人を支えているご家族等の真摯なご意見もいただいています。

権利擁護支援のための、総合的な体制整備を計画的・段階的に進めることが重要であると分かってきたのです。

権利擁護支援の

地域連携ネットワークの機能

この権利擁護支援の地域連携ネットワークには、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の 4 つの機能が求められます。この 4 つの機能を担うことで、「不正防止の効果」を発揮することも期待されています。



本人を支える【チーム】とチームを支援する仕組み

基本計画 P5～6 は「本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制」（チーム）をとることを示しています。

選任された成年後見人等が孤立して困っている実態がありました。第三者の成年後見人等と日常生活を支える関係者とがうまく連携をとれず、被後見人等の意思や生活状況に配慮した福祉の視点の乏しい後見業務が一部に生じてしまっていることもわかりました。

この制度の利用者ご本人やご本人を支えているご家族等が、制度活用についてのメリットを実感できるような運用にしていくために、適切なチーム編成を支援し、選任後もチームを支援していく体制をとることが大切と考えているのです。

この【チーム】を支えていくため

に、「福祉・法律の専門職が専門的

助言・相談対応等の支援に参画する仕組み」（基本計画 P5）を整備するとされています。



本稿 P4 にご紹介している日本社会福祉士会作成の「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以下、「手引き」と記載）では、この仕組みを「3 つの検討・専門的判断」と整理しています。

権利擁護支援についての「①アセスメント・プランニング」「②マッチング」「③モニタリング」といった各段階で助言が得られる体制をとろうとしているのです。

協議会

【チーム】を支える仕組みを整えていくために「専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立」（協議会）することが示されています（基本計画 P5）。



似たようなメンバーで、すでに別の会議
体や協議体があるのですが……

既存の枠組みを活用することも想定されています。
地域ケア会議、障害者総合支援法の自立支援協議会
等の既存の資源・仕組みを活用しながら進めること
ができます（基本計画 P18）。中核機関も、すでに
「成年後見支援センター」等の地域の既存の枠組み
を活用すること、「複数の機関に役割を分担して委
託などを行うこと」等を含め、柔軟な設置をするこ
とができます（基本計画 P17）。

すでにある資源・仕組みを活用する場合は、中核
機関、権利擁護支援の地域連携ネットワークに求め
られている役割が十分に機能しているかどうかチェ
ックしてみてください。一度にすべての機能を網羅
できなくてもよいので、計画的・段階的な整備を
目指して協議していきましょう。市町村をまたいだ広
域な体制整備も可能です。「手引き」には多くの実
践例が掲載されていますので、参考にしてみてください。



利用促進室短信

◆ホームページを開設しました



成年後見制度利用促進
室の設置に伴い、厚生労働
省ホームページ内に「成年
後見制度利用促進」ページ
を開設しました。

今後、本ページを通じて、

成年後見制度利用促進に関するさまざまな情
報をお知らせします。ぜひご活用ください。

詳しくは、



厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進 で 検索

◆市町村職員を対象とするセミナーを開催します

テーマ：「地域における成年後見制度の利用の促進に
向けた体制整備について」
日 時：平成 30 年 6 月 19 日（火）13:00～16:50
会 場：厚生労働省 講堂

市町村として、これらの体制整備に取り組
む根拠は何ですか？

成年後見制度利用促進法第 3 条、第 5 条、第 8
条が根拠となります。基本計画のポイントである
「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」
を目指し、全国どの地域においても必要な人が成年
後見制度を利用できるよう「福祉等の関係者と後見
人等がチームとなって本人を見守る体制」を、地域
の実情に合わせて整えていくことが求められていま
す。

第 3 条（基本理念）

成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等
でない者と等しく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んぜ
られ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人
等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自
発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理の
みならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の
理念を踏まえて行われるものとする。

2. 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を
適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しそ
の活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保するこ
と等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われ
るものとする。

3. 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務
省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、
地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下
に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切
かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行わ
れるものとする。

第 5 条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に
関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その
地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 8 条（関係機関等の相互の連携）

国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及
び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策
の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。
2. 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施
に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所
及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に
所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業
者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

3. 「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が公表されました

平成 29 年度老人保健健康増進等事業により、これから地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備を進める市町村の参考となるよう、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備の手引き」が作成され、その普及に向けたフォーラムが開催されました。実施主体である公益社団法人日本社会福祉士会よりその内容について紹介していただきます。

本事業では、平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進事業分）として、中核機関の立ち上げ、地域連携ネットワークの構築、権利擁護支援の実際について、規模や運営主体、特徴的な支援機能が異なる先進事例の調査を通じて、中核機関の役割・支援機能および体制整備のために必要な要素と体制整備の過程を整理しました。

その上で、特にこれから体制整備を進める市町村・関係機関が取組を開始する際の技術的支援を行うことを目的に、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（以下「手引き」と記載）」の作成、ならびに「成年後見制度利用促進フォーラム（以下「フォーラム」と記載）」を実施しました。本稿では、特に「手引き」と「フォーラム」についてご紹介いたします。

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」の作成

成年後見センターや自治体への調査を踏まえ、主にこれから権利擁護・成年後見制度利用促進のための体制整備を推進する市町村・関係者に向けて、中核機関の立ち上げ、地域連携ネットワークの構築、支援機能の整備等について、その考え方、体制整備の流れ、参考事例等を整理した「手引き」を作成しました。

「手引き」本章は、以下の 3 章より構成しています。

「手引き」の構成

- I いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性【P3～】
何のための、誰のための成年後見制度利用促進なのか、背景と成年後見制度利用促進に向けた体制整備の必要性をまとめています。
- II 中核機関の役割【P13～】
あるべき中核機関の姿を明らかにし、主要な概念を整理しています。また、中核機関を設置・運営し権利擁護支援の地域連携ネットワークが動き出すことで「期待される効果」を示しています。
- III 中核機関等の整備に向けた取り組み【P35～】
中核機関の立ち上げ、整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）や具体的な方策、事例等について記述しています。

「手引き」では、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた上で、中核機関の役割を以下の 3 点に整理しています。

中核機関の役割

- ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ウ：地域において「3 つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

ウの「3 つの検討・専門的判断」とは、①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断を指します。「手引き」では、この「進行管理機能」について、支援過程を可視化するフロー図を作成しています（「手引き」P19 参照）。

中核機関の役割と、地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージについて、整理を行っています。（「手引き」P15に掲載）

「手引き」では、体制整備に向けた各テーマ

について「ヒント!」「ポイント解説」「参考事例のご紹介」として目次を整理していますので、ぜひ各地域における課題に沿って、関係するページを参照して活用いただければと考えています。

「手引き」をご覧になりたい方は、成年制度利用促進室ホームページ（本稿 P3）からもダウンロードできます。本稿 P6 の図は「手引き」P15 の図を参考に作成したものです。

成年後見制度利用促進フォーラムの開催

本事業では、調査結果、「手引き」の開発概要および「手引き」に収録した自治体や関係機関の先進事例を共有するために、平成 30 年 3 月 7 日に「成年後見制度利用促進フォーラム～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の体制整備に向けて～」を全社協・灘尾ホールにて開催し、自治体や家庭裁判所をはじめ、約 500 名の方にご参加いただきました。

成年後見制度利用促進フォーラム プログラム

- 第 1 部 成年後見制度利用促進のための体制整備に向けて～手引きに期待するもの～
- 第 2 部 成年後見制度利用促進に向けた機関の立ち上げと体制整備
- 第 3 部 地域連携ネットワークと支援機能

本フォーラムの第 2 部、第 3 部では、「手引き」に掲載している事例について、成年後見センターや自治体、関係機関の担当者に直接ご報告いただきましたので、より詳細かつ具体的に、実際の成年後見制度利用促進に向けた体制整備の事例をご理解いただける内容となっています。

本フォーラムの資料を日本社会福祉士会のホームページにて公開しています。

ぜひ「手引き」とあわせて、各地での会議や説明会、勉強会等でもご活用をいただければと考えています。

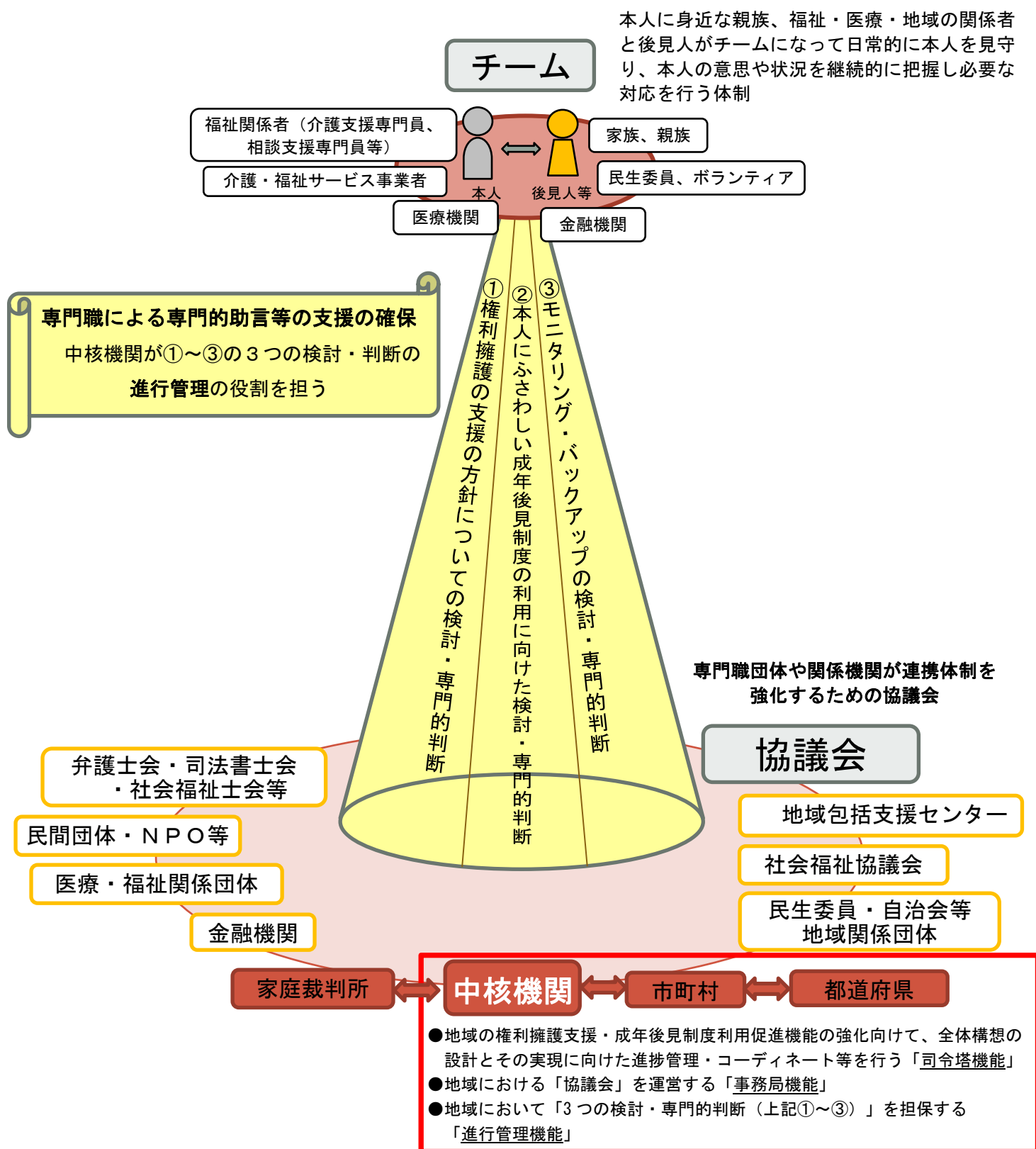
参加者アンケートからのご紹介

- 社会福祉協議会、行政（県、市）とそれぞれの立場からこれまでの流れについて具体的な話を聞くことができ参考となった。（都道府県）
- 社協委託・NPO委託・直営それぞれのメリット・デメリットを知ることができた。（市区町村）
- まずは、顔の見える関係を関係者で築いていくことが必要と感じた。（市区町村）
- スムーズな体制整備のためには、地域の現状把握（現場関係者からのヒアリング等）、戦略的な計画策定、熱意ある人材の発掘の 3 つが必要と感じた。（市区町村）



地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み



（「手引き」P15 図Ⅱ-1をもとに成年後見制度利用促進室作成）



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

平成30年5月15日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

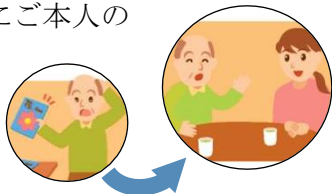
成年後見制度利用促進ニュースレター 第2号

1. 裁判所の成年後見制度手続案内用パンフレットがリニューアル！

成年後見制度の利用をお考えの方に、制度や手続を案内するために作成されているパンフレットが3月にリニューアルされましたので、この度、最高裁判所より改定のポイントを伺いました。

認知症、精神障害、知的障害などによって判断能力が十分ではない方に安心して成年後見制度を利用していただくためには、制度を利用されるご本人に制度の内容や制度を利用した際のメリットを理解していただくことが必要であると考えています。

そのため、改定にあたっては、パンフレットの冒頭で、どのような場面で成年後見制度を利用するか、制度利用後にご本人が受けられる支援にはどのようなものがあるかといったことをご本人がイメージしやすいように、場面ごとにイラストを表示し、わかりやすい文章で表現するなど、今まで以上にご本人の視点を意識して制作しました。



このパンフレットは、全国の家庭裁判所の窓口で配布されているほか、裁判所ウェブサイト内の後見ポータルサイト



(<http://www.courts.go.jp/koukenp/koukenp5/>)に掲載していますので、ご覧ください。

また、自治体における研修会等でパンフレットを利用されることをご希望の場合は、最寄りの家庭裁判所（事務局総務課）までお問い合わせください。

➤ 本号の掲載内容

1. 裁判所の成年後見制度手続案内用パンフレットがリニューアル！
2. よくあるQ&A「今ある『成年後見センター』を、中核機関と判断してもいいですか？」
3. 市町村職員を対象とするセミナー 申込受付を開始しました



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせのなかから、よくあるものについてご紹介します。



？ 今ある「成年後見センター」を、中核機関と判断してもいいですか？

当自治体では、市内の社会福祉協議会に委託し、成年後見センターを設置しています。このセンターは、成年後見制度に関する啓発や相談対応を行っていますが、基本計画にある「受任者調整（マッチング）等の支援」や「後見人支援機能」は担っていません。この「成年後見センター」を中核機関であると判断してもいいですか？

基本計画での考え方

中核機関については、基本計画 P17 ウ) 運営の主体において「地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う」とされており、「市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる」と示されています。

この点から考えると、ご質問の「成年後見センター」は啓発や相談対応を行っているので、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「広報機能」、「相談機能」の中核を担っており、市の判断によって、中核機関であると判断することが可能です。

委託先である社会福祉協議会等も「この成年後見センターが中核機関である」という認識を共有しておくことが重要です。また、地域の住民や関係機関等に中核機関であることを周知することで、「相談機能」がより発揮されることとなります。



段階的な体制整備

ご質問の「成年後見センター」を中核機関と位置づけるとしても、受任者調整（マッチング）等の「成年後見制度利用促進機能」や、選任された後見人等のモニタリング・バックアップを行う「後見人支援機能」を担うことができるのか、市として検討、協議を続けることになります。このような、権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的整備について、現状を把握し、課題を整理し、どういう方法が良いのかを選んで計画的に実行していくことを考えていきましょう。社会福祉協議会への委託内容を見直すという方法もあるでしょう。別の機関（直営・委託含む）が他の機能を担うことも考えられます。

地域の権利擁護支援関係者や福祉関係者、家庭裁判所等とともに協議しながら、体制整備を進めている市町村もあります。また、広報・啓発や相談対応は各市町村で行い、困難な相談対応や受任者調整、後見人支援はいくつかの市町村で広域に設置した機関で行っている地域もあります。



中核機関の定義を明確にしてもらえると、判断しやすいのですが……

成年後見制度利用促進法に中核機関の定義は規定されておらず、基本計画で示されたものを踏まえて判断していくこととなります。基本計画でも、最低限どのような条件であれば中核機関とみなすかについて一律に示されておらず、今ある機関を中核機関

とみなすかどうかについては、市町村の判断が尊重されます。「機能の一部を担っている機関を中核機関と位置づける」ところから始めて、どうしても他の機能も担えるかの検討や協議を続けていくことが大切です。計画的・段階的体制整備をお願いいたします。

市町村によっては、中核機関の機能のすべてを担う機関を単独で設置することが難しい場合も考えら

れます。広域な体制整備の支援について、成年後見制度利用促進法第15条の趣旨を踏まえ、都道府県のご尽力もお願いいたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条（都道府県の講ずる措置）
都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

老健局認知症施策推進室から4月26日付けで都道府県・指定都市高齢者保健福祉所管部（局）宛てに出されている国庫補助協議通知「平成30年度介護保険事業費補助金（認知症施策等総合支援事業）に係る協議書類の提出について」では、都道府県を補助先として（国1/2、都道府県1/2）、成年後見利用促進連携・相談体制整備事業を補助対象にしていることをお知らせしています。

具体的には、①中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進、②市町村を超えた広域的なネットワークの構築、③意思決定支援に関する普及・啓発、④市町村における先進事例の収集・普及が挙げられています。5月21日が締切ですので、ぜひご確認ください。



3. 市町村職員を対象とするセミナー 申込受付を開始しました

前号でお知らせした「第135回市町村職員を対象とするセミナー」を以下のとおり開催します。

テーマ：「地域における成年後見制度の利用の促進に向けた体制整備について」
日時：平成30年6月19日（火）13:00～16:50
会場：厚生労働省 講堂（中央合同庁舎第5号館：東京都千代田区霞が関1-2-2）
対象：市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員の方を優先とし、定員の範囲内で、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）の参加も承ります。

申込方法：メールで受付となります。詳細はホームページをご覧ください。

【開催通知はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000206129.pdf>

【申込用紙は以下のページよりダウンロードしてください】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/seminar/index.html>

プログラム（予定）

一 開会	13:00
二 行政説明 「成年後見制度利用促進計画について」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室長 須田 俊孝	13:00（30分）
三 自治体事例紹介	13:30～15:30
○導入・進行 「中核機関と地域連携ネットワークについて」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進専門官 川端 伸子	13:30（20分）
○事例1 「豊田市成年後見支援センターの設置と体制整備に向けた取組の実践報告」 豊田市福祉部福祉総合相談課 安藤 亨 氏	13:50（45分）
—休憩（10分）—	
○事例2 「南会津町成年後見制度利用促進基本計画策定について」 南会津町 館岩総合支所町民課長補佐兼総務係長 （前健康福祉課 社会福祉係長） 橘 一明 氏	14:45（45分）
○まとめ	15:30（10分）
—休憩（10分）—	
四 情報交換 ※取組の現状や課題の共有等を含めた意見交換会・質疑応答を実施	15:50（60分）
五 閉会	16:50

平成30年6月5日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第3号

1. 各地の取組を紹介します！

本号では、市役所内の各部署や関係機関と連携を図りながら、昨年7月に成年後見支援センターを開設した愛知県豊田市の取組について、ご紹介いただきます。

➤ 本号の掲載内容

1. 各地の取組を紹介します！：愛知県豊田市
2. よくあるQ&A「広報・啓発のポイントは何ですか？」

豊田市における成年後見支援センター設置と体制整備に向けた取り組み

豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課 安藤 亨

豊田市の概要

豊田市は、人口約42万人の中核市であり、世界的な自動車産業の拠点として発展してきた都市です。県外から就労に向けた流入が多く、子育て世代が多い地域、ニュータウン開発で団塊の世代が多い地域、市街地から車で1時間以上かかり高齢化率が40%を超える中山間地域など、市町村合併を重ねて発展してきたこともあり、約918㎢と広大な市域に多様な地域が共存しています。

後述しますが、この地域特性を持つ自治体です。成年後見制度の利用促進に取り組む意味があると私は考えています。（P2の②参照）



センター検討の背景

豊田市の成年後見支援センター（以下、センター）の開設は平成29年7月です。

遡ること、愛知県内でセンターを設置する市町村が増えてきた平成26～27年頃。この状況も相まって、豊田市として成年後見制度をどうしていくのか考えなければならない時期になったこの当時、福祉の経験もなく異動したばかりの私は市民の方が何にどう困っているかわかりませんでした。

そんな中、社会福祉協議会の担当者に、「日常生活自立支援事業だけでは必要な支援にたどりつかない方もいる。家族からの支援が得られない事例なんてざらにある。」といった言葉は今でも頭に残っています。こうした肌感覚が現場にあった背景のもと、検討が開始されたことが大きかったと思います。

センター開設までの取組

平成27年の秋から翌年2月までの期限付きで、必要性の検討が始まりました。当初の検討体制としては、福祉事務所長を筆頭に、高齢者福祉を所管していた地域福祉課と障がい福祉課の2つの所属の連携体制で開始し、ニーズ把握と必



要性の整理、目指すべき姿の構築まで行いました。その後、当時生活困窮者自立支援事業を所管していた生活福祉課も関わり、部内プロジェクトのような形で検討を進めていきました。

私自身、成年後見制度のニーズ数については一義的で自動的な算出はできないと思っています。しかし、制度の支援体制が整っていない環境下での市長申立件数や報酬助成件数だけを眺めていても、真の必要性はつかめません。そこで豊田市では、3つの視点から、ニーズと必要性の整理を行いました。

①定量的な状況からの整理

自治体担当者の宿命ともいえる「数」の整理ですが、認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）数や日常生活自立支援事業利用者数の動向に加え、隠れ群として生活困窮者自立支援事業のアセスメント結果のうち家計管理・債務・家族問題・本人能力の件数まで幅広く確認しました。

②定性的な状況からの整理

数が多い＝必要、ではないと思います。そこで、制度を取り巻く環境がどうであるか、様々な方のお話を伺いました。

特に、弁護士・司法書士・社会福祉士・MSW・PSW・施設職員・社協の方々とのインフォーマルな形式での意見交換を行えたことは大きかったと思います。ここでいただいた「豊田市の特徴として、親族が九州など遠方なので、申立や手続きの協力が得られない場合がある（弁護士）」

「遠い中山間地域だと後見人の受け手がいない（施設職員）」「専門領域以外の判断や支援方針を構築することが難しい（3専門職）」などの声は、今のセンターの取組に確実に繋がっていると思います。

この際、「インフォーマルな形式」も重要だったと感じています。私たちとしては実態を知りたいわけですから、ざっくばらんに実情を話

【参考】 豊田市の庁内検討体制について

①必要性の整理段階

所属	役割
地域福祉課 (当時)	・ニーズ調査(高齢者) ・視察地の選定、調整
障がい福祉課	・ニーズ調査(障がい者) ・調査結果の取りまとめ、資料作成

②具体的な検討段階

所属	役割
地域福祉課 (当時)	・設立検討委員会の開催調整 ・予算や議会等の対応 ・対外周知・説明
障がい福祉課	・具体的な仕組み検討
生活福祉課	・生活保護ケースの状況反映 ・生活困窮者自立支援事業との調整

してもらいたい一方、明確な方向性を私たちに回答できない段階ですので、この開催形式がよかったと思っています。

こうしたやり取りから、「チーム」づくり「ネットワーク」づくりにつながるわけですから、この段階では専門職の方々も一緒に考える・実情を共有するスタンスで温かく参加していただけるとありがたいと思います。また、私たち自治体担当者としては、後見と関連する動きの中で、何が行われ、誰がどう悩んでいるのかをきちんと理解しておく、その後の体制整備の際にも有益になります。

③公として備える理由

当時は利用促進法が施行される前でしたので、行政が取り組む理由として、老人福祉法など様々な法律や通知の確認も行いました。

これらの整理を経て、豊田市が抱える課題を設定しましたが、課題解決の方向性はいくつかあると思います。その中で、成年後見制度が地域で暮らし続けるための支援の一つと捉え、相談先の明確化と多様な主体が関与する仕組みづくりを優先して行うべきだと判断し、豊田市では高齢者・障がい者の権利擁護に関する一元的な支援体制として「核」となるセンターを設置する施策を選択することにしました。

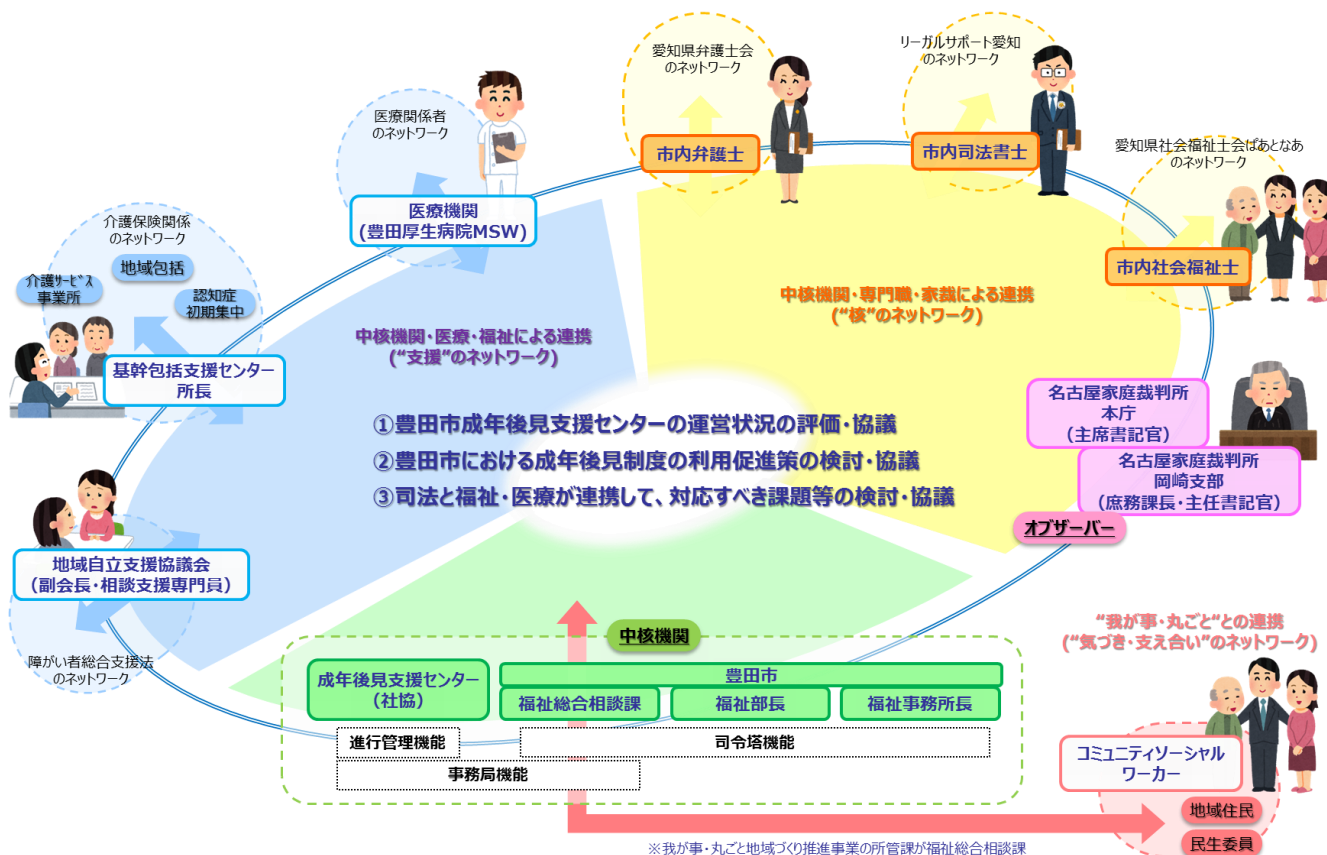
センター設立検討委員会から法福連携推進協議会へ

ある程度の形が描けたら、次は具体化する作業に入ります。この段階で、特に意識したことは2点あり、一つ目は一旦のゴールとなる設立の時期を明確にした上で、逆算的にどのタイミングでこういったことを決めるのかのアウトラインを最初から決めておくこと。豊田市ではセンター設立検討委員会で、年5回の協議を行いました。1回目の時点で各回どんな議論をするのか前もって設定し、予算編成や関係者調整、周知等の時期を逃さないように取り組みました。

2点目では、検討作業を「共働の場」とし、センター開設後のネットワークとしても機能させることを想定しておくのが大切だと思います。現在、身に染みていますが、成年後見は本当に

多くの職種と連携をする必要があります。数ある職種の中でも、中心で動いていただきたい方や機関などとは、どんなセンターにしたらよいか一緒に考え、そしてお互いの文化や考え方を理解し、一緒に取り組んでいく流れを作っていく必要があるのではないかと思います。設立検討の議論は格好のテーマになりますし、委員会で質問された時も、「これは〇〇と考えています。でも、□□先生と一緒にやっていきたいと思っています。」と私自身説明していたことを思い出します。

こうした流れを受け、センター開設の平成29年度からは「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」と改め、国の基本計画に規定される「協議会」の位置付けとして運用しています。



豊田市成年後見・法福連携推進協議会のイメージ

チームとネットワーク、そしてセンターと豊田市

成年後見制度を利用して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、支援機関がお互いの役割を整理し、共有や連携が図られる必要があると思います。

この個別支援レベルでの体制を国の基本計画では「チーム」と呼んでいると認識しています。検討段階の意見交換で、「専門領域以外の判断が難しい(3専門職)」との声がありました。後見人の選任後はもちろん、候補者調整の段階から「チーム」を意識して支援方針を形成できるような仕組みを整えることが、市の役割だと考えています。ですので、センターの受けた全相談案件の進捗確認や、候補者調整を多様な視点で行えるように、市・センター・三専門職アドバイザー+家裁で月1回の定例会を設けるようにしました。(3人の先生にはお忙しい中、大変熱心に検討していただき感謝しています。)

また、センターが申立支援した案件においては、後見人にきちんと引き継ぎ、支援方針を共有し、そして後見人支援の体制がみえる化できるように、選任後1か月までを目途に支援者を集める「チーム会議」の開催も整えました。

「チーム」形成において、こうした大きな仕組みや流れを市が作り、それをセンターが中心となって動かしていく体制が豊田市のスタイルではないかと感じています。



そして、チームの積み重なりがネットワークとなり、またネットワークの中でチームが動いていく。この双方向の流れを生み出していくためにも、団体間の調整や各会との結びつきが必要になります。センターが支援の中でつながりを生み出していくだけではなく、市がイニシアティブを取りながら、組織間での関係性づくりを進めていくと、真にセンターが現場で活動しやすくなるのではないかと考えています。この春から、愛知県の三士会の会合に、一自治体担当者の私がひっそりと参加するようになったのもこの一環ではないでしょうか。(三士会の先生方、いつもありがとうございます。)

国の基本計画で示される「中核機関」の役割を、各自治体の担当者はどう理解しようかと今必死かと思っています。私もその一人ですが、大局的な判断のできる市と、専門知識を有するセンターが双方で「中核機関」の役割を担い進めることが効果的ではないかと思い、豊田市ではそのような形態で今後の体制整備に取り組んでいきます。いつも丁寧な支援をし、忙しい中でも一緒に施策を考えてくれるセンターの社協の皆さんと、「中核機関」の役割をしっかりと果たしていきたいなと思っています。

地域共生社会と成年後見制度

社会福祉法が改正され、どの自治体でも包括的な支援体制を構築し、住み慣れた地域で暮らし続けることを目指していると思います。仮に判断能力に不安を抱える場合でも、そのように暮らし続けることができるための成年後見制度として豊田市は捉えていくつもりです。

地域共生社会の実現のために、市の機構改革により設置された福祉総合相談課が成年後見制度を所管している意味を噛み締めながら、今後も市民の方が制度を利用しやすい環境を作っていきたいと思っています。

【利用促進室から】市役所とセンターの社協がともに「中核機関」の役割を担っていることが伝わってきました。様々な仕掛け、工夫と思いを感じ入りました。ご寄稿ありがとうございました。

2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。



？ 広報・啓発のポイントは何ですか？

中核機関に求められる機能のひとつに成年後見制度に関する「広報機能」がありますが、成年後見制度について広報・啓発をする際のポイントは何ですか？

広報・啓発には、【パンフレット・チラシ】、【研修・講演】等の方法があります。パンフレット・チラシの作成、配布、研修・講演の企画・実施にあたり、例えば以下のような丁寧なプロセスを踏むと、より効果的です。

例えば、「成年後見制度について」というタイトルで一般市民向け研修を企画したとしても、なかなか人が集まらないということが起こりがちです。成年後見制度がどのような制度なのか、どのように役に立つのかピンとこないので、届けたい人に届きにくいタイトルになっています。

広報・啓発をする際には、まず、誰に（＝受け手）、何を（＝伝えたいこと）の2つを明確にすることが重要です。



パンフレット・チラシ、研修・講演の受け手の設定

広報・啓発について企画する際には、後見に関する権利擁護支援ニーズ（以下「ニーズ」）を抱えた人の状態像を協議し、どのようなサインが出ていそうか、それを受け取っているのは誰かを考えます。ご本人が自らの思いを十分に伝えることのできない場合も想定し、その周りでニーズに気づける人に働きかけることが必要です。ニーズに気づける人を、パンフレット・チラシ、研修・講演の【受け手】として設定します。

伝えたいことの設定

次に、受け手に伝えたいことを協議します。その方々にとって、この制度がどのように役立つのか、どのような時に中核機関に相談をして欲しいのかを話し合うと、伝えたいことを整理しやすいでしょう。その中でも特に届けたいことを考えて、パンフレッ

トやチラシのキャッチフレーズ、研修・講演のタイトルを設定します。

研修・講演の講師を外部に依頼するのか、自分たちで話すのか、分担するのかということについても、話し合ってみましょう。「何のために」「何故」ということを意識しながら話し合うことが、中核機関内のチーム力を強め、自分たちの役割を整理することにつながります。



お知らせする方法の検討

パンフレット・チラシをどこに置くか、研修会・講演についてどのようにアナウンスするのかも考えてみましょう。「どのようなアナウンスをするか」も広報の一環です。たとえ研修や講演に行けなかったとしても、的確なアナウンスを行っておくことは、成年後見制度や中核機関について興味を持ってもらうきっかけになります。

研修・講演に合わせて

これらの研修・講演終了後に質問タイムをもうけたり、無料相談会等を実施したりすると、ニーズを把握しやすくなります。

また、研修・講演終了後にアンケートを実施し、企画自体を振り返り、ブラッシュアップして次の広報を考えていきましょう。

研修前と研修後で理解度を比べられるようなアンケートを取ることで、研修効果を図ることもできます。また、相談窓口で作成する記録でも、「相談窓口を知ったきっかけ」を確認して記録しておく、研修・講演等の効果を確認・検討する一つの材料になります。



「障害のある方やその親には、成年後見制度のことが届いていない」と言われました。

例えば、施設や事業所等への出前講座を事業化し、出前講座のご案内を施設長会で知らせたりすることは有効です。また、当事者の方にも分かるように、できるだけ平易な言葉を使い、ルビをふったり、漫画を使ったりして資料を用意すると分かりやすいでしょう。ほかにも、すでに成年後見制度を活用している障害者の親族の方からの発信やインタビュー掲載をすると、制度の実態について伝わりやすいでしょう。

また、将来的なこと（いわゆる「親なきあと」）を考えて制度を利用するかどうかを迷っている方には、無理に利用を勧めることなく、質問や不安について丁寧に対応するよう心がけましょう。

なお、市町村の有する障害者手帳名簿情報を使って（あるいは委託先に渡して）、名簿の掲載者等に成年後見制度の利用を勧めることは適切な広報・啓発活動とは考えられません。成年後見制度の利用促進は、制度を利用する意思・必要のない方への利用強制であってはなりません。



広報・啓発を進めるとしても、そもそも地域に成年後見人を引き受ける専門職が全くいないのですが、どうしたらいいですか？

一番取りかかりやすい広報から始めても、相談窓口がなかったり、受任できる受け皿がなくては、ニーズに応えることができません。手引きの P19 のフロー図の流れが止まってしまいます（このことを指して、いわゆる「目詰まり」と表現しています）。最初に確認したいのは、「自分の自治体にはどのような資源や仕組みがあるのか」「そこで何をしているのか」「目詰まりがどこで起きているのか」です。

例えば、地域包括支援センターで、ケアマネジャー向けに成年後見制度に関する研修を行っている場合もあります。別々に企画を立てるのはもったいないので、やはり先に現状の把握から始めましょう。情報収集と分析は、広報を考える上でのキーポイントです。

正直、成年後見制度がどのような人に役立つ制度なのか分からないので、企画が立てにくいです。

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業では、法的整理が求められるなど必要なケースでは、「成年後見制度への移行」を進めてきており、一定の経験が蓄積されているでしょう。どのようなときに日常生活自立支援事業では支えきれず、成年後見制度が必要になるのか、話を聞いてみるのは有効かもしれません。また、三士会（弁護士会、司法書士会・リーガルサポート、社会福祉士会）からは2017年（平成29年）6月9日に「成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について」との申し入れが都道府県担当課にされています。このような様々な専門職団体に、仕組み作りについて準備段階から相談しながら進めることも有効でしょう。なお、中立性・公平性を担保しつつ、仕組み作りを進めることにも留意するようにしましょう。

市区町村が他の機関・団体等に対し、「何もかも引き受けてくれるから」と、よく分からないままに「成年後見制度の広報・相談窓口の丸投げ」をすると、公益性、客観性を担保することができません。

これから私たちが構築しようとしているのは「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」です。成年後見制度についての専門職団体や家庭裁判所だけではなく、地域共生社会の関係機関（社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関や介護・福祉サービス事業者・施設、民生・児童委員、金融機関、民間団体・NPO）とも相談しながら進めましょう。

一度に話し合いをする場の設定ができなければ、何度かに分けることもできるでしょう。地域の実情に合わせて、この制度を必要とする当事者のための中立性、公平性を担保した仕組み作りが大切です。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



第 135 回 市町村職員を対象とするセミナー
「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」
本資料

平成 30 年6月 19 日



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
電 話:03-5253-1111〔代表〕(内線 2228) 直 通:03-3595-2615
F A X:03-3592-1459



ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

検索





厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

成年後見制度利用促進室